

荒川区

生涯学習推進計画（第三次）

「学び」がつくる あらかわの未来

ひろげる



つなぐ



活かす



学ぶ

平成30年4月

荒川区

はじめに

～「生涯活躍のまち あらかわ」をめざして～

「人生百年時代」とも言われる超長寿社会を見据え、生涯にわたって目的や生きがいを持ち、充実した時間を過ごすための「学び」の必要性が改めて注目されています。また、高度情報化や人工知能の発達等により社会が大きく変容する中、心豊かな暮らしの礎とするための「学び」は、広範な分野に及んでいます。

このたび策定した新たな生涯学習推進計画は、「学びによる生涯活躍のまち あらかわ」の実現を基本理念として掲げ、区民の皆様が培ってきた多様な学びの成果を地域の中で分かち合い、地域全体に生涯学習の輪を広げることにより、あらゆる年代の方が活躍できる社会をつくることを目指しております。これは、誰もが自らの可能性を見つけ、活かせることが、実りある成熟社会の姿であるとの考えに基づくものです。

私は、平成16年に区長に就任した際、「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン（事業領域）を掲げ、区民の幸福度に関する調査・研究を行ってまいりました。その結果、「地域とのつながり」は、区民の皆様が幸福を実感するための重要な要因のひとつであるということが分かっています。

「学び」は、一人ひとりのスキルアップや教養を深めるのみならず、人と人、人と地域をつなげる非常に有効な手段ともなります。荒川区が人情味あふれる心豊かなまちであり続けているのも、区民の皆様がそれぞれの学びを活かし合い、つながることを通じて、お互いに良い影響を与え合うことができる基盤があるからこそと確信しております。

本計画では、こうした「つながり」を活かして「学びの好循環」をさらにひろげていくことが区民の皆さまの幸福度向上に欠かせないと考え、これまでの計画におけるキーワード「学ぶ」「活かす」「つなぐ」に、新しい視点として「ひろげる」を加え、さらなる「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けた具体的な方向性をお示ししています。

区では今後も、本計画に基づき、区民の皆様の生涯学習を支援する様々な取組を行ってまいりますので、これからも積極的な学習活動により、心豊かで実りのある人生をお送りいただければ幸いです。

結びにあたり、本計画の改定にあたり、大変貴重な御示唆を賜りました教育委員、社会教育委員、学識経験者をはじめとする関係者の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成30年4月

荒川区長 西川 太 一 郎



◆ 目 次 ◆

第1章	計画策定の背景	1
1	荒川区が目指す生涯学習の推進	
	(1) 地方自治体の役割	
	(2) 生涯にわたる学習活動を推進する意義	
	(3) 荒川区における生涯学習	
2	生涯学習を取り巻く社会状況等	
	(1) 社会状況の変化等	
	(2) 生涯学習に関わる動向等	
第2章	これまでの生涯学習推進の成果と課題	15
1	第二次生涯学習推進計画の成果	
2	調査結果等から得られた現状と課題	
第3章	生涯学習の推進ビジョン	25
1	計画策定の趣旨・期間・位置付け	
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の期間	
	(3) 計画の位置付け	
2	基本的な考え方	
	(1) 基本理念	
	(2) 計画推進のための四つの視点	
	(3) 計画の体系図	
	(4) 施策の柱	

第4章 計画の推進に向けた取組（重点プロジェクト） 43

- 1 重点プロジェクトの考え方
- 2 4つの重点プロジェクト
 - I 学びがひろがる場や機能の充実
 - II 子どもの未来を育む学びの推進
 - III オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開
 - IV 地域での活躍を支える学びの拡充

第5章 計画の推進体制 55

- 1 計画の管理方法
- 2 計画の評価方法

資料編 59

- 1 第41回荒川区政世論調査（平成28年度）結果
- 2 荒川区民総幸福度（G A H）に関する区民アンケート調査結果
- 3 荒川区生涯学習推進本部設置要綱
- 4 荒川区社会教育委員名簿
- 5 検討の経過



第1章 計画策定の背景

1 荒川区が目指す生涯学習の推進

- (1) 地方自治体の役割
- (2) 生涯にわたる学習活動を推進する意義
- (3) 荒川区における生涯学習

2 生涯学習を取り巻く社会状況等

- (1) 社会状況の変化等
- (2) 生涯学習に関わる動向等



荒川コミュニティカレッジ



第1章 計画策定の背景

1 荒川区が目指す生涯学習の推進

計画の策定にあたり、地方自治体が生涯学習の振興に果たす役割や必要性、区が目指す生涯学習支援等、踏まえるべき背景をまとめます。

(1) 地方自治体の役割

地方自治体が生涯学習の振興に果たすべき責務については、憲法の「教育を受ける権利」を前提として、教育基本法(*1)及び社会教育法(*2)等に定められています。

教育基本法は、目指すべき「生涯学習社会の理念」として、「国民一人一人が自己の人格を磨き、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ」、さらに「その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と規定しており、この理念の実現のために、「家庭教育を支援すること」、「幼児教育の環境整備に努めること」、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育を奨励すること」、「社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習機会の提供その他適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と明記しています。

社会教育法では、「国及び地方公共団体の任務」として、社会教育を奨励するため「必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」としています。

さらに、平成2(1990)年制定の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律等について」では、「自発的意思を尊重する配慮」と、「職業能力の開発及び向上」や「社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努める」としています。また、平成25(2013)年6月に国が策定した、第2期教育振興基本計画では、今後の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げています。これは、同年1月の「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」に示された、首長部局等との積極的・効果的な連携の必要性等を踏まえたものです。

(*1)教育基本法： 昭和22(1947)年制定。平成18(2006)年の全面改正により、生涯学習の理念等について新たに明記された。

(*2)社会教育法： 昭和24(1949)年、教育基本法に則して制定。社会教育に関する基本的総合的な法律。国及び地方公共団体の任務、市町村教育委員会が行うべき具体的な事業が提示されている。

(2) 生涯にわたる学習活動を推進する意義

①健康で生きがいのある豊かな人生を送るために

誰もが幸福を実感し、健康で生きがいのある豊かな人生を送るためには、多様な機会を得て、主体的に学ぶことができる環境を整備することが必要です。

■ ライフステージに対応する「学び」

乳幼児期から高齢期まで、人生の過程では様々な「学び」があります。生活能力の獲得や、社会的能力の習得、健康や生きがいのための余暇活動などの「学び」に加え、人生の節目で直面する課題解決の糸口となる「学び」など、リカレント教育(*1)の重要性はますます高まっています。

こうした学びを支援する「学びの場」は、生涯における成長の助けとなるとともに、同じ悩みを共有する仲間同士が互いに学び合い課題解決を図る場となり、より豊かな人生のヒントを次世代に発信する場ともなります。

■ 社会状況の変化に対応する「学び」

現代社会は、ICTをはじめとする技術革新や市場競争の激化・グローバル化に加え、地球環境の変化や大規模災害の発生、新たな病原性ウイルスの出現など、急激な変化の中にあります。こうした時代の変化に対応するためには、新しい知識や技術の習得が必要です。変化の激しい社会にあつてこそ、青少年期における学校教育の「学び」だけで対応することは不可能であり、生涯を通して様々な場面で学ぶことが必要になっています。

② より良いまちづくりのための「学び」

学ぶことは、喜びや生きがいにつながり、学びを通して人や社会とのつながりが深まります。そして、学びを活かすことは、個々人の生活に潤いを与えるだけでなく、地域社会全体の発展や活性化にもつながります。こうした生涯学習活動によるプラスの連鎖は、人とのつながりや地域の絆の大切さが見直される現代にあつて、より良い「まちづくり」の土壌となるものです。

(*1) リカレント教育：生涯教育を受けて発展した概念。青少年期という人生の初期にのみ集中していた教育政策を個人の生涯にわたって、労働・余暇・その他の活動（教育・学習）と繰り返し行うこととする教育に対する考え方。1970年にOECDが正式採用し、「リカレント教育～生涯学習のための戦略」（1973年OECD報告書）により広く世界に広まった。

■ 人と人のつながりをつくる「学び」

現代社会の中で起こっている諸問題は、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退によるところが大きいとの指摘もあります。

学習、芸術・文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティア等の活動は、知識や技術の習得だけでなく、活動を通して多くの人との出会いがあり、同じ目標を携えて共に学び合うことで、絆が育まれます。地縁と、趣味や関心を同じくする人たちとの「学び」は、地域での交流を促進し、つながりを強めます。

■ 地域の課題を解決するための「学び」

一人ひとりが「学び」によって得た成果は、社会や身近な人々に認められることで継続する力が育まれ、より高い「学び」へと向かいます。また、自分が暮らす地域の課題に気付き、主体的に仲間と共に学び合いを深めることは、課題解決に向けた具体的な行動を喚起します。

区民が地域社会で学び、主体的にまちづくりに参画することを通じて、郷土愛を育み、誇れるふるさつをつくりまします。

(3) 荒川区における生涯学習

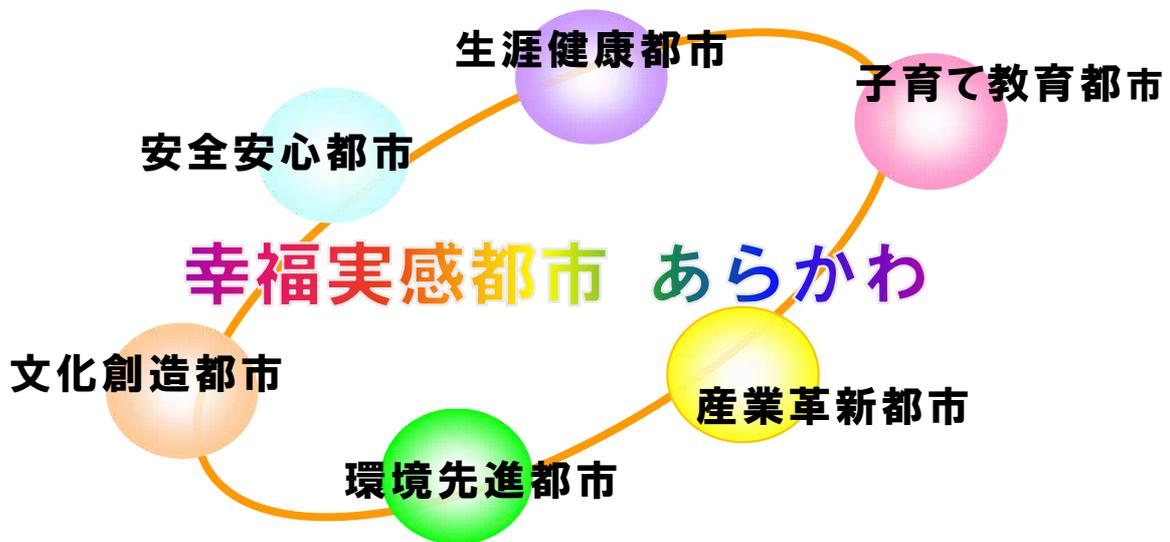
① 「幸福実感都市あらかわ」の実現

荒川区では、平成19(2007)年3月に策定した荒川区基本構想において、区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」としています。

それは、「物質的な豊かさや経済効率だけを重視するのではなく、心の豊かさや人と人とのつながりを大切にしながら、区民一人ひとりが真に幸福を実感できるまちづくりを進める」という考えに基づくものです。

また、区は、基本構想において、「すべての区民の尊厳と生きがいの尊重」、「区民の主体的なまちづくりの参画」、「区民が誇れる郷土の実現」を基本理念に据え、区の将来像を支える6つの都市像を定めて「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて区のあらゆるセクションが一丸となって様々な取組を進めています。

■ 荒川区の将来像と6つの都市像



② 区政のあらゆる分野との連携

区民一人ひとりの生涯にわたる学習活動の推進のためには、中核となる教育行政ばかりでなく、健康、福祉、子育て支援、文化、産業振興、まちづくりなど、区政のあらゆる分野が力を合わせて取り組む必要があります。

全ての部局が生涯学習を推進していくことを自らの課題として施策に取り組んでこそ、「いつでも、どこでも、誰でも」を目指す学習機会や、「学び」を活かした活躍の場を提供することができます。さらには、「学び」によって、地域の課題解決に向けた取組を促し、6つの都市像の目指すべき目標にも寄与することが可能となります。

こうしたことから、荒川区では、区長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、乳幼児から高齢者まであらゆる区民の「幸福実感」を高めることを目的として、全庁を挙げて生涯学習を推進しています。

2 生涯学習を取り巻く社会状況等

平成 20（2008）年 3 月に区が策定した「荒川区生涯学習推進計画」（以下「第二次計画」という。）以降、この 10 年間の社会状況の変化等を示すとともに、生涯学習を取り巻く国、東京都、荒川区の動向を整理します。

(1) 社会状況の変化等

■ 情報技術の進歩・普及による生活の変化

インターネットは、1990 年代半ばから急速に全世界に広がり、2000 年以降はブロードバンドが浸透しました。情報技術の進歩は、電子取引や電子書籍市場の拡大等を含め、情報伝達に地球規模での変化をもたらしています。

総務省の調査では、平成 28（2016）年におけるスマートフォンの個人所有率は 56.8%、世帯保有率は 71.8%に達しており（*1）、インターネット接続機器の普及により、日常生活における動画の視聴はもとより、フェイスブックやツイッターなど SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が拡大しています。

■ 少子高齢化や人口減少の進展

我が国は、世界に例を見ない速さで少子高齢化が進んでいます。また、日本の総人口は平成 20（2008）年～21（2009）年をピークに減少が始まっており（*2）、社会保障費等の負担の増大、労働力の減少、消費市場の縮小による地域経済の衰退のほか、コミュニティの希薄化などが問題となっています。

18 歳人口が減少に転じる 2018 年問題（*3）は、大学等を利用した社会人の「学び直し」の在り方等にも影響を及ぼすと見られています。

(*1) スマートフォン個人所有率・世帯保有率（出典：総務省「平成 28 年通信利用動向調査報告書（世帯編）」）

(*2) 日本の総人口の推移（出典：総務省統計局「人口推計-平成 29 年 11 月報-」）

(*3) 2018 年問題：2018 年に 18 歳人口の減少が顕在化し、大学の定員割れが深刻化する。各大学は、社会人教育の積極的な導入を図るなど、大学教育の在り方を模索している。

■ 女性の社会進出

内閣府が出している男女共同参画白書によると、平成9（1997）年以降、共働き世帯が過半数を超えています（*1）。また、平成27（2015）年の国勢調査では、女性の25～29歳の労働力率が初めて8割を超えると、平成22（2010）年にM字カーブの底であった35～39歳の労働力率が68.0%から72.7%に上昇しています（*2）。

国は、更なる女性の社会進出を促すため、平成27（2015）年4月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行しました。

■ ライフスタイルの変容・地域コミュニティの衰退

平成27（2015）年の国勢調査では、単身世帯が初めて全体の1/3を超えるなど、家族形態の変化が浮き彫りになりました（*3）。また、ライフスタイルの多様化により様々な価値観が生まれ、地域における人間関係の希薄化が進んでいます。

「無縁社会」といった言葉に代表されるように、地域社会の中でひとり暮らしの高齢者や困難を抱えた親子等が孤立する状況も生じています。

■ 働き方改革と余暇の充実

平成7（1995）年に8,000万人を超えていた生産年齢人口は、減少の一途をたどっています（*4）。こうした状況の変化を受け、国は正規・非正規雇用の格差是正や、「過労死」の引き金ともなる長時間労働の見直し、女性や高齢者の活躍を促進する多様な働き方の選択など、「働き方改革」に取り組んでいます。

ワークライフバランスを踏まえながら余暇を有意義に過ごすことの重要性は高まっています。

（*1）共働き世帯の増加（出典：内閣府男女平等参画局「男女共同参画白書平成29年版」…データは総務省統計局「労働力調査」より作成）

（*2）女性の労働力率（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

（*3）単身世帯の割合（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

（*4）生産年齢（15歳～64歳）人口の推移（出典：総務省統計局「平成27年国勢調査」）

■ 大規模災害による安全・安心への関心の高まり

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、防災や減災について改めて学び、暮らしに活かしていこうという機運が高まりました。

また、一昨年(2019)年の熊本大地震や、ゲリラ豪雨等による河川の氾濫など、自然災害に対する備えの重要性が再認識されると、支え合いやボランティア活動など日常的な地域とのつながりや絆が見直されています。

■ 貧困と教育格差

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成 27 (2015) 年の子どもの貧困率(相対的貧困率)は 13.9%で、7 人に 1 人が生活困窮状態にあるとの結果でした。これは、経済協力開発機構(OECD)がまとめた主要 36 か国の平均 13.3%を上回っています。

就学援助を受けている全国の小中学生の割合は、平成 7 年には約 16 人に 1 人でしたが、平成 25 (2013) 年には約 6 人に 1 人に増加しています。

家庭の経済的背景と学力には相関関係が見られ(*1)、最終学歴による生涯賃金にも格差があると言われています。

■ グローバル化の進展と在留外国人・訪日外国人の増加

社会や経済のグローバル化の進展に伴い、社会で求められる能力も変化しています。激しい変化に対応するため、生涯にわたる学習の機会の整備が求められています。

日本国内で生活する外国人は増加傾向にあり、在留外国人の人数は平成 27 (2015) 年末時点では 223 万人となっています(*2)。また、日本を訪れる外国人は、平成 28 (2016) 年には 2,403 万 9 千人となり、平成 18 (2006) 年の 3.3 倍に増加しています(*3)。

平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、この傾向は更に強まると考えられます。

(*1) 児童の正答率と家庭の世帯年収 (出典: 文部科学省「平成 21 年度文部科学白書」)

(*2) 在留外国人数の推移 (出典: 法務省入国管理局「平成 28 年末現在における在留外国人数について」)

(*3) 訪日外国人数 (出典: 日本政府観光局 統計データ)

(2) 生涯学習に関わる動向等

① 国の動向

■ 連携・協働によるネットワーク型行政の推進

平成 25 (2013) 年 1 月、中央教育審議会は「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」をまとめました。この中では、社会教育施設等において講座等を全て自ら行う「自前主義」から、首長部局等と積極的に効果的な連携を図り、地域住民と一体となって協働して地域の総合的な課題に対応できるよう、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを自治体に求めています。

■ 第 2 期教育振興基本計画の策定

平成 25 (2013) 年 6 月、国は「第 2 期教育振興基本計画」を策定し、今後の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会の構築」を掲げています。計画では、この実現に向けて、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という 4 つの基本的方向を打ち出しました。

■ 地域学校協働活動の推進

平成 29 (2017) 年 4 月、国は、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進を目的に、社会教育法第 5 条に「市町村の教育委員会は、地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動については、円滑かつ効率的に実施されるよう必要な措置を講じる」ことを追加し、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条では、学校運営協議会を置くよう努めることとしました。

■ 障害者学習支援推進室の設置

平成 29 (2017) 年 4 月、文部科学省は、生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設けました。従来の学校教育政策を中心とする障がい者政策から、生涯学習（教育・文化・スポーツ）を通じた生きがいくくり、地域とのつながりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を展開するための取組を始めました。

② 東京都の動向

■ 東京都教育ビジョン（第3次）の策定

平成 25（2013）年 4 月、東京都は「東京都教育ビジョン（第 3 次）」を策定しました。東京都教育ビジョンは、東京都における教育振興基本計画として位置付けており、「社会全体で子どもの『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う」ことを基本理念として、教育を推進することとしています。

■ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

平成 25（2013）年 9 月、オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定しました。平成 32（2020）年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を 3 つの基本コンセプトとし、革新的で、世界にポジティブな改革をもたらす大会を目指しています。

この大会は、東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、後世にレガシー（遺産）を残すため、様々な関係機関が一丸となり、計画当初の段階から包括的にアクションを進めています。

■ 地域教育プラットフォーム構想

平成 28（2016）年 2 月、東京都生涯学習審議会は「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策についてー地域教育プラットフォーム構想の新たな展開ー」を建議しました。この建議では、学校・家庭・地域が連携協力する仕組みづくりとして位置付けた「地域教育プラットフォーム」を、学校区レベルで取り組むよう支援していくことなどを提言しています。

③ 荒川区の動向

■ 第一次・第二次生涯学習推進計画の策定

平成 6（1994）年 3 月、区は、区民の多様な学習要求に応え、いつでも、どこでも、誰でも、楽しく学習することができる生涯学習社会の実現を目指し、「荒川区生涯学習推進計画—いきいきライフシティあらかわ」を策定しました。

その後、平成 20（2008）年 3 月、「個人の生きがいづくりや楽しく学ぶ生涯学習に加え、今後は、地域社会の課題等について学び、学習成果を『わがまちあらかわ』のまちづくりに活かす生涯学習」に向けて、第二次生涯学習推進計画を策定しました。平成 25（2013）年 3 月には、重点事業等について見直しを図って後期計画として改定し、多様な学習機会の提供や学習環境の整備、情報発信や相談体制の充実等に努めています。

■ 地域文化スポーツ部の設置

平成 26（2014）年 4 月には、教育委員会と首長部局が効果的に連携を図り、生涯学習と文化芸術施策の一層の推進を図るため、社会教育及びスポーツ、図書館、芸術文化の各セクションを統合し、「地域文化スポーツ部」を設置しました。

■ 荒川区自治総合研究所による研究・分析

平成 23（2011）年 8 月、公益財団法人荒川区自治総合研究所は、子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書として「地域は子どもの貧困・社会排除にどう向かい合うのか—あらかわシステム」をまとめました。子どもの貧困・社会排除状態に至る決定因子を「保護者の就労状況・就労力」「保護者の養育状況・養育力」「世帯に対する支援の有無」とし、取組の方向性を提言しています。

平成 27（2015）年度からは「自然体験を通じた子どもの健全育成研究プロジェクト」を立ち上げて、自然体験が子どもたちに与える影響について研究を行い、平成 29（2017）年 3 月に最終レポートを発表しました。この研究では、自然体験は子どもの感性を磨くと、自然に関する知識や環境に対する意識の向上といった認知や価値観を形成し、「生きる力」の醸成と自己肯定感の向上につながるとして、家庭・学校・地域の各領域において、互いに補い合いながら自然体験を推進していく必要があるとしています。

■ 荒川区総合教育会議の設置

平成 27（2015）年 7 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していく事を目的に、区長を主宰者とする荒川区総合教育会議を設置しました。

■ 荒川区教育に関する大綱の策定

平成 28（2016）年 3 月、区における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、基本理念を「未来を拓きたくましく生きる子どもの育成と学びのまちあらかわの実現」、基本方針を「1. 多様性を尊重し夢と志をもてる学校教育の充実」「2. 学校・家庭・地域が連携した教育力の向上」「3. 学びのまち荒川の実現」を基本方針とする「荒川区教育に関する大綱」を策定しました

■ ゆいの森あらかわの開館

平成 29（2017）年 3 月、60 万冊の蔵書や都内屈指の 800 座席を備え、絵本館を併設した中央図書館、荒川区出身の小説家吉村昭の書斎等を再現した記念文学館、多様な体験事業を展開し、乳幼児の一時預かりも実施する子ども施設を融合した施設「ゆいの森あらかわ」が、荒川区における学びと子育ての新たなランドマークとして開館しました。

平成 30（2018）年 2 月上旬現在、60 万人を超える来場者があり、乳幼児から高齢者まで多くの区民が日々利用しています。

【参考】国、東京都、荒川区の動向

年	国・東京都の動向	荒川区の動向
H20 2008	<ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」 ○教育振興基本計画の策定 ○第7期東京都生涯学習審議会答申「『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について－社会教育行政の役割を中心に」 ○東京都教育ビジョン（第二次）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○吉村昭記念文学館構想（案）策定 ○柳田邦男絵本大賞創設 ○環境基本計画策定 ○ふれあい館整備ニュープランの策定 ○e都市ランキングで荒川区1位 ○行政サービス調査で荒川区4位（教育分野1位、子育て環境分野2位）
H21 2009	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者育成支援法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進本部を設置 ○冠新道図書サービスステーション開設 ○芸術文化振興プラン策定 ○伝統工芸技術継承者育成支援事業の開始 ○地域教育力向上支援団体補助事業の開始
H22 2010	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者ビジョンの制定 ○新たな情報通信技術戦略の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○汐入東小学校開校 ○汐入図書サービスステーション開設 ○生涯学習ホームページ開設 ○荒川コミュニティカレッジ開校
H23 2011	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ基本法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災発生 ○荒川区自治総合研究所「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書－地域は子どもの貧困・社会排除にどう向き合うのか－あらかわシステム」
H24 2012	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ基本計画の策定 ○高齢社会対策大綱 ○消費者教育の推進に関する法律 ○第8期東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援の総合的な方策」 	<ul style="list-style-type: none"> ○尾久宮前小学校ユネスコスクール登録

<p>H25 2013</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法の制定 ○子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定 ○中央教育審議会答申（今後の青少年の体験活動の推進について） ○第2期教育振興基本計画の策定 ○中央教育審議会答申（今後の地方行政の在り方について） ○東京都教育ビジョン（第三次）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区生涯学習推進計画後期計画（25年度～29年度）策定 ○尾久八幡中学校新校舎開設
<p>H26 2014</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども総合プランの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区スポーツ振興基金条例の制定 ○地域文化スポーツ部創設 ○荒川区俳句のまち宣言 ○奥の細道千住あらかわサミットの開催 ○荒川ふるさと文化館奥の細道旅立ち展の開催
<p>H27 2015</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の雇用促進等に関する法律の制定 ○中央教育審議会生涯学習分科会答申（新しい時代の教育や地方創生実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について） ○文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツフェスティバル（第1回）の開催 ○荒川俳壇の創設 ○あらかわ寺子屋の全校実施 ○総合教育会議の設置
<p>H28 2016</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代の学校・地域創生プラン ○中央教育審議会答申（個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保障の在り方について） ○第三次東京都子ども読書活動推進計画 ○東京都子ども・子育て支援総合計画の策定 ○東京都子ども・若者計画の策定 ○東京都教育ビジョン（第三次）の一部改正 ○共助社会づくりを進めるための東京都指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区芸術文化振興基金条例制定 ○荒川区教育に関する大綱の策定 ○スポーツ推進プラン策定 ○子ども読書活動推進計画（第3次）策定 ○荒川区自治総合研究所「自然体験を通じた子どもの自然体験研究プロジェクト中間レポート」 ○荒川区・ドナウシュタット区友好都市提携20周年事業「荒川展」の開催 ○済州市交流10周年記念「サッカー交流」の実施 ○荒川区自治総合研究所研究員調査報告書「ボランティア活動への参加を増やすためにー荒川区の地域力向上に向けてー」 ○ゆいの森あらかわ開館
<p>H29 2017</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法改正 ○東京都教育施策大綱の策定 ○障害者学習支援推進室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○荒川区学校教育ビジョンの改定 ○あらかわ伝統工芸ギャラリーの開設 ○学び直し研究所設置



第2章 これまでの生涯学習推進 の成果と課題

- 1 第二次生涯学習推進計画の成果
- 2 調査結果等から得られた現状と課題



全国連携・自然体験事業





第2章 これまでの生涯学習推進の成果と課題

本章では、第1章で述べた我が国における生涯学習を取り巻く動向等を踏まえつつ、第二次生涯学習推進計画で掲げた施策の成果を中心に、生涯学習分野の成果を整理します。そして、区民の生涯学習に関する意識等を把握するために実施した荒川区政世論調査及び荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査の結果を基に、今後の課題を示します。

1 第二次生涯学習推進計画の成果

平成20（2008）年3月に策定した第二次生涯学習推進計画では、区民の主体的な生涯学習を支援するための目標として、5つの施策の柱を掲げました。

ここでは、以下の第二次生涯学習推進計画の施策の柱ごとに、これまでの主な成果について整理します。

<施策の柱>

- I 学習情報の発信と相談体制の確立
- II 多様な学習機会の充実
- III 生涯学習関連施設の整備・拡充
- IV 学習成果を地域に活かす取組
- V 推進のためのしくみづくり



施策の柱Ⅰ 学習情報の発信と相談体制の確立

【成果】

区民が主体的に学習活動を進められるよう、多様な媒体による情報提供・情報発信の充実を図るとともに、気軽に相談できる場を整備しました。

○情報提供手段の整備及び内容の充実

- ・区で実施する生涯学習関連事業を、実施日やジャンル、対象などにより検索することのできる「生涯学習・スポーツポータルサイト『あらかわまなびプラザ』」の開設
- ・ツイッター・メールマガジン・フェイスブック等での各種講座やイベント等の情報発信の充実
- ・講座情報などを総合的に整理した「生涯学習ガイドブック」の発行
- ・区内の生涯学習関係団体の活動情報を網羅した「団体・サークル名簿」の発行

○相談体制の確立

- ・生涯学習課をはじめとする区役所窓口での学習活動のきっかけづくりや活動の活性化等の支援
- ・「荒川コミュニティカレッジ」や「地域活動サロンふらっと・フラット」における学習活動や地域活動に関する相談や支援の開始

【今後の方向性】

- ・スマートフォンやタブレット端末等新たな情報通信機器の進歩、普及に対応した情報提供を進める必要があります。
- ・今後も、高齢者や障がい者をはじめ誰もが利用しやすい情報提供手段や相談体制を充実する必要があります。



施策の柱Ⅱ 多様な学習機会の充実

【成果】

区民の多様なニーズに応える学習機会の充実を図るとともに、地域の課題に関する学習機会の拡充を図りました。さらに、区民の主体的な学習活動についても積極的に支援しました。

○区民のニーズや様々な課題解決に向けた学習機会の充実

- ・生涯学習センターにおける、芸術・文化・歴史などをテーマとした「区民カレッジ」や、パソコンの操作方法等を教える「IT講習会」の実施
- ・町屋文化センターにおける荒川区文化団体と連携した文化総合講座の実施、また気軽にコンサート等を体験できる「なないろひろば」等の実施
- ・子どもの自然体験事業を推進するためのキャンプ等の実施
- ・清里高原ロッジ・少年自然の家を活用した「区民ハイキングIN清里」「ランニング合宿IN清里」の実施
- ・子育て中の保護者向けにしつけや親子コミュニケーションなどについての学習機会を提供する家庭教育学級の充実
- ・荒川区文化団体連盟との連携による、次世代への文化の継承を目的とした「子ども文化体験フェスタ」の開催

○学習機会を拡充するための支援・環境整備

- ・区民の自主的な講座等の運営を支援する「親育ち支援事業」の創設
- ・「俳句のまちあらかわ」を推進するための庁内PTによる施策の連携と、荒川区俳句連盟等と連携・協力した、俳句文化の醸成と学習機会の充実
- ・生涯学習センターにおける、パソコンの自主学習ができるIT自習室の実施及びパソコン学習団体への支援
- ・心身障がい者に対し、自主性・社会性・協調性を養う学習機会を提供する「荒川区心身障がい者青年教室（さくら教室）」の実施
- ・区内在住の外国人等を対象に、日本語や日本の文化を教える日本語教室等の在住外国人支援事業の実施

【今後の方向性】

社会状況の変化に伴う区民ニーズや様々な地域課題の解決に向けて、引き続き学習機会の充実を図る必要があります。



施策の柱Ⅲ 生涯学習関連施設の整備・拡充

【成果】

区民の学習環境におけるハード面の整備を目的に、身近な学びの場の充実を図るとともに、新たな生涯学習の拠点となる施設を開設しました。

○身近な場所の整備・活用

- ・生涯学習センターにおける外壁などの改修や、利便性を向上するためのコンピュータ室のパソコンの更新、大会議室への音響設備導入等の実施
- ・荒川ふるさと文化館における、無形文化財保持者等の伝統工芸品を展示し、伝統工芸技術を体験できる「あらかわ伝統工芸ギャラリー」の開設
- ・空き店舗等を活用した「図書サービスステーション」の開設
- ・サンパール荒川における、大ホール座席の改修、授乳室の新設等の実施

○新たな生涯学習施設の整備

- ・「中央図書館」、「吉村昭記念文学館」、「子どもひろば」の3つの機能を融合させた施設「ゆいの森あらかわ」の開設
- ・乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の区民が学習活動や地域活動を通じて交流し、地域コミュニティの拠点施設となる「ふれあい館」の開設
- ・環境学習の拠点となる「あらかわエコセンター」、「あらかわりサイクルセンター」の開設

【今後の方向性】

区民の学習ニーズに応えるため、新たな施設整備や、既存施設の整備・機能充実といったハード面における更なる充実を図る必要があります。



施策の柱Ⅳ 学習成果を地域に活かす取組

【成 果】

地域活動を担う人材を発掘し、仲間とつながりながら学びを深める機会を提供することで、まちづくりに活かす取組を支援しました。

○地域活動を担う新たな人材の発掘、養成の促進

- ・地域への関心を高めるとともに、地域活動の担い手となる人材を育成する「荒川コミュニティカレッジ」の開校
- ・魅力ある地域の歴史や文化を伝えるための担い手を育成する「観光ボランティアガイド養成講座」の実施
- ・高齢者の健康維持や仲間づくりに効果的な、体操を教える担い手を育成する「ころばん体操リーダー養成講座」の実施
- ・環境問題に関心を持つ区民を対象に、地域の環境活動に取り組むリーダーを養成する「環境区民リーダー養成講座」の実施
- ・障がい者スポーツをはじめ、様々なスポーツイベントの場で活躍する人材を育成する「障がい者スポーツサポーター養成講座」の実施

○コーディネート機能の充実及び地域づくりにつながる活動への支援

- ・「荒川コミュニティカレッジ」における、修了生活動団体への地域活動の情報提供や打合せ場所の提供などの支援
- ・子どもの自立や健やかな成長に向けて学習支援や食事の提供等を行う子どもの居場所づくり事業への支援
- ・様々な技能や経験を持った地域の人材に活躍してもらうためのボランティア人材バンクである「社会教育サポーター」事業の実施
- ・子どもを核とした地域での交流活動を支援する「地域教育力向上支援事業（子コミュニティ支援事業）」の実施

【今後の方向性】

地域活動を担う人材の発掘や養成を引き続き進めるとともに、これまでの成果を活かし、区民や地域活動団体の活動が更に広がるよう支援を促進する必要があります。



施策の柱Ⅴ 推進するためのしくみづくり

【成果】

区民の生涯学習に関するニーズ等に対応した第二次推進計画を効果的に推進するため、区はもとより、関係機関との連携を強化するとともに、学習資源を地域でつなぐ仕組みを強化しました。

○庁内の推進体制の整備

- ・生涯学習支援施策を庁内一体となって総合的に推進するための生涯学習推進本部の設置
- ・首長部局と教育委員会の連携を更に強化して、執行体制を強化するとともに、区民を生涯にわたって切れ目なく支援し、生涯学習事業を包括的に推進するための「地域文化スポーツ部」の設置

○関係機関との連携

- ・首都大学東京との、健康や福祉に関する講師の派遣や大学施設の貸出などの連携事業の実施
- ・東京藝術大学との、芸術・文化振興に関わる講座・ワークショップ等の連携事業の実施
- ・生涯学習センターや町屋文化センター、清里高原ロッジなど、生涯学習施設の指定管理者との連携事業の実施
- ・荒川区文化団体連盟や区内少年・青年団体等の区民団体と連携した様々な事業の実施
- ・公益財団法人荒川区自治総合研究所と連携した自然体験等の事業化
- ・福井県ふるさと文学館とゆいの森あらかわ吉村昭記念文学館における「おしどり文学館協定」の締結
- ・住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体の連合体である「幸せリーグ」による全国自治体との連携

【今後の方向性】

今後も区における推進体制をはじめ、関係機関や地域活動団体、他自治体等との連携を更に強化する必要があります。



2 調査結果等から得られた現状と課題

前項で挙げた第二次推進計画の成果や、平成28年度に区民の生涯学習に対する意識を調査するため実施した荒川区政世論調査及び荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査の結果から浮かび上がった区民の生涯学習に関する意識や実態を踏まえ、生涯学習のさらなる推進に向けた、今後の課題について、以下のとおり整理します。

<課題>

- 身近な学習の場の拡充と情報提供
- 一人ひとりの学びに対応する機会の提供
- 学習活動を地域活動に活かす施策の充実
- 関係機関や全国の自治体などとのさらなる連携強化

■ 身近な学習の場の拡充と情報提供

荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「生涯学習環境の充実」の実感が高い人は、「幸福実感度」が高い傾向にあることがわかります（*1）。すなわち、生涯学習活動を実践する人ほど、幸福度が高くなると言えます。

また、荒川区政世論調査結果によると、生涯学習の活動場所として生涯学習施設などの区立施設を挙げている方が最も割合が高くなっています（*2）。

こうしたことから、区が行ってきた既存施設の改修や新たな施設の整備、インターネット等での施設情報提供の強化などが、区民の学習活動の促進に大きく寄与してきたと言えます。

その一方で、「時間にゆとりがない」「活動したいがきっかけがない」などの声が依然としてある（*3）ことから、今後も、デジタル機器の普及に対応した学習活動に関する情報手段や内容の充実を図るとともに、より身近な学習の場を拡充していく必要があります。

（*1） P64 資料編 2（1）「生涯学習環境の充実」実感別 平均幸福実感度

（*2） P60 資料編 1（1）生涯学習の活動場所

（*3） P63 資料編 1（4）生涯学習活動に参加しなかった理由



■ 一人ひとりの学びに対応する機会の提供

荒川区政世論調査結果では、区民が行う学習活動の方法として、「区が主催する講座・教室・講演会」を挙げている方が最も多いことがわかります(*1)。

また、学習活動を行う目的については、「健康の増進を図りたい」「余暇を楽しみたい」「日常生活を向上させたい」が上位となっています(*2)。

一方、荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査結果では、指標の中で特に「幸福実感」との相関が高いものとして「健康の実感」「心の安らぎ」「子どもの成長の実感」「生活のゆとり」という結果が出ています(*3)。

この2つの調査結果により、区民の学習活動の目的と幸福実感との相関が高いことが分かることから、今後も、「健康づくり」など、区民の多様なニーズや社会状況等を踏まえて学習機会の充実を図る必要があります。

■ 学習活動を地域活動に活かす施策の充実

荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「生涯学習環境の充実」と「地域の人との交流の充実」及び「地域への愛着」には相関が高くなっています。また、地域の人との交流が充実している人や地域への愛着を感じている人ほど、幸福度が高くなるという結果が出ています(*4)。

荒川区政世論調査によると、学習活動の方法として、「区が主催する講座等」に比べて、「サークル活動や友人とのグループ活動」、「町会・自治会などでの活動」、「地域の子ども会・子育て支援・PTA等での活動」を挙げている区民の割合が低いという結果が出ています(*1)。

一方、荒川コミュニティカレッジ等を通じて、地域活動の支援を充実してきたことにより、様々な団体やサークルが立ち上がり、学習活動や地域活動が広がっています。こうしたことから、区民の関心が高く、かつ区政の課題でもある「防災・減災」「健康づくり」といった分野などにおいて、地域で活躍する人材を育成する講座を実施することに加え、団体やサークル活動の支援、区民の交流を深める生涯学習事業の実施など、学習活動を地域活動に活かすための施策をこれまで以上に充実していく必要があります。

(*1) P61 資料編 1 (2) 生涯学習活動の方法

(*2) P62 資料編 1 (3) 生涯学習を行う目的

(*3) P69 資料編 2 (6) 幸福度と各指標の関係性（相関係数）

(*4) P65～68 資料編 2 (2) 「生涯学習環境の充実」実感別 「地域の人との交流の充実」実感度
2 (3) 「地域の人との交流の充実」実感別 平均幸福実感度
2 (4) 「生涯学習環境の充実」実感別 「地域への愛着」実感度
2 (5) 「地域への愛着」実感別 平均幸福実感度



■ 関係機関や全国の自治体などとのさらなる連携強化

これまで、区では、警察、消防等の関係機関はもとより、町会や商店会といった地域活動団体、区内外の大学や専門学校、さらには「幸せリーグ」や「全国連携プロジェクト」など、全国の自治体との幅広い連携体制を築いて、様々な角度から区民の学習活動にアドバイスや支援を行ってきました。

今後も、区民や団体等からの多様なニーズに対し、より効果的な支援ができるよう、関係機関や自治体、NPO団体等とのネットワーク強化や支援体制の充実を図る必要があります。



第3章 生涯学習の推進ビジョン

1 計画策定の趣旨・期間・位置付け

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の位置付け

2 基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) 計画推進のための四つの視点
- (3) 計画の体系図
- (4) 施策の柱



奥の細道矢立初めの地
子ども俳句相撲大会



荒川区文化祭 親子俳句教室

第3章 生涯学習の推進ビジョン

1 計画策定の趣旨・期間・位置付け

(1) 計画策定の趣旨

- 荒川区では、平成6（1994）年に、区民の多様な学習要求に応え、いつでも、どこでも、誰でも楽しく学習することができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習を支援する区の施策を、総合的、体系的、効果的に整備することを目的に、「荒川区生涯学習推進計画—いきいきライフあらかわ」を策定し、学ぶ機会の拡充を図りました。

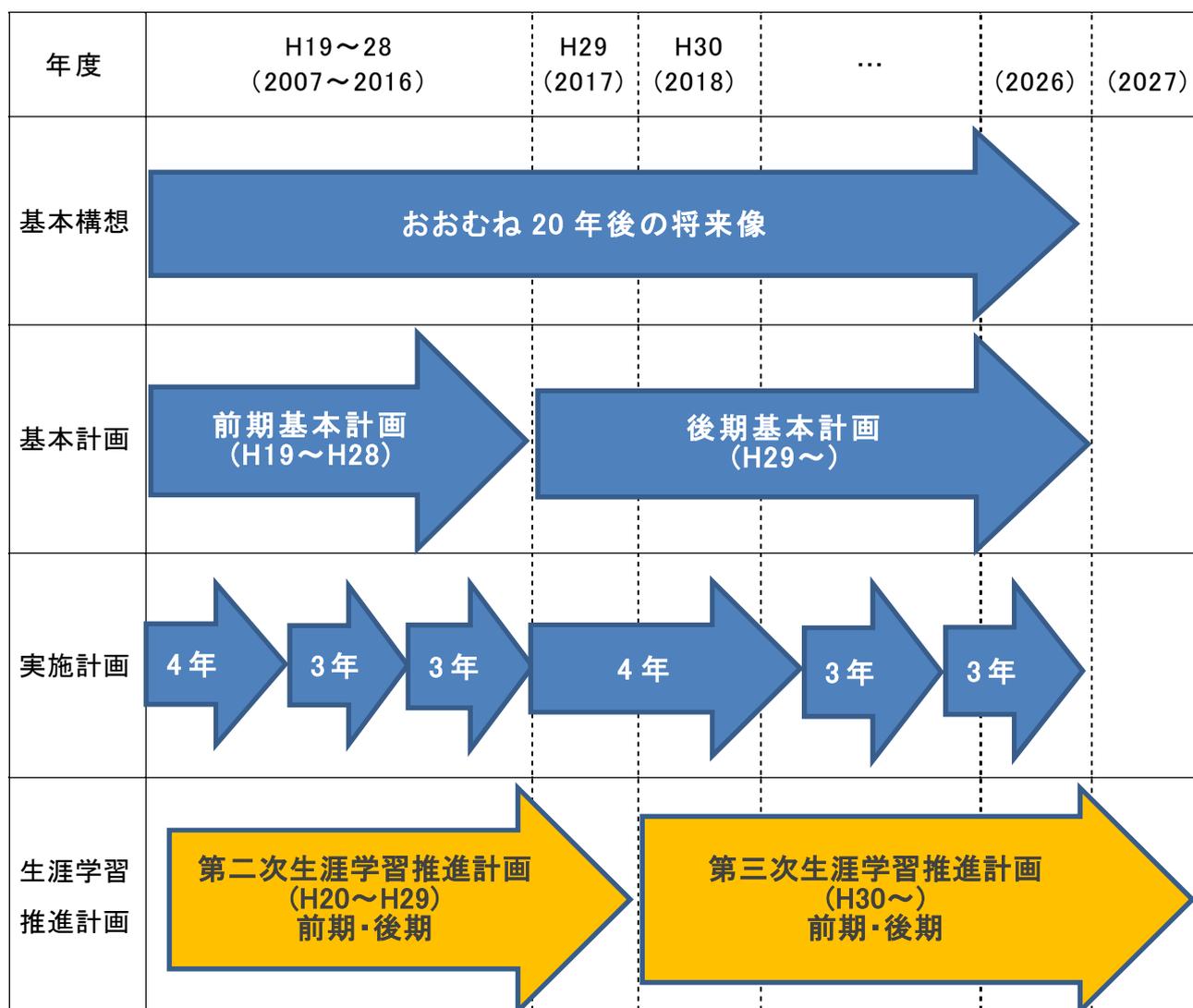
- 平成20（2008）年には、平成30（2018）年3月までの10年間の計画期間とし、個人の生きがいづくりや楽しく学ぶ生涯学習に加え、地域課題等について学び学習成果をまちづくりに活かす生涯学習の視点を加えた「第二次荒川区生涯学習推進計画」を策定しました。
また、平成25（2013）年3月に、社会情勢の変化や重点事業の取組状況を踏まえた「後期計画」として改定し、これまで、生涯学習の推進を目指した取組を行ってきました。

- 第三次となる本計画は、区における一層の生涯学習の推進を図るため、社会状況の変化や区の現状等を十分に踏まえるとともに、区民生活における生涯学習の役割、目指すべき方向性を再確認し、生涯学習を個人のレベルはもとより、地域でつながり、学びを活かした新たなまちづくりにつながる視点を加えた計画として策定します。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成30(2018)年度から10か年とします。

この計画は、生涯学習を取り巻く環境の変化や施策の実施状況を踏まえ、重点プロジェクトを中心に、5年ごとに見直しを図ります。

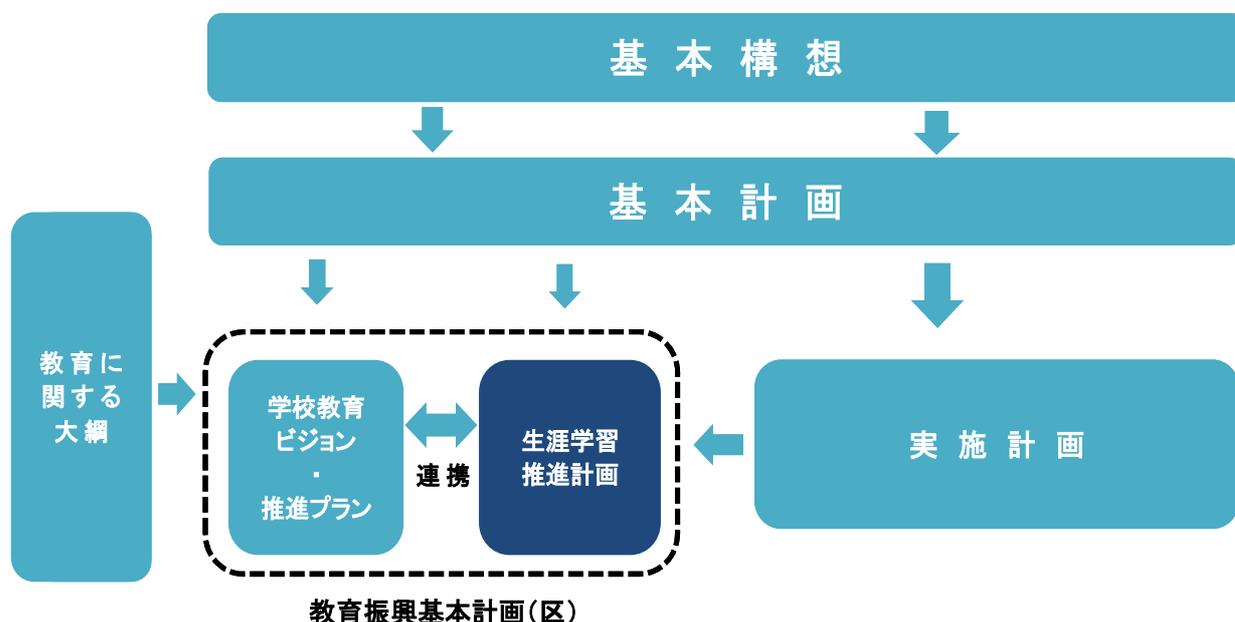


(3) 計画の位置付け

- 本計画は、区の基本構想、基本計画に基づき、区における生涯学習の推進に向けた方向性を示すものであり、生涯学習の視点から、荒川区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に寄与する役割を担います。
- 区が策定している芸術文化振興プラン、スポーツ推進プラン、子ども・子育て支援計画、高齢者プラン、就学前教育プログラム等、生涯学習に関連する他の計画との整合性を図るとともに、関係各課との連携した取組体制を構築することにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ります。
- また、国による教育政策の基盤となる、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「荒川区学校教育ビジョン」（平成29年（2017）3月策定）と合わせた「教育振興基本計画」としても位置付けます。
- さらに、荒川区学校教育ビジョンで提示された、学校教育課程に関わる教育を除く、家庭教育支援、学校・家庭・地域の連携等の社会教育関連施策について、その趣旨を含むこととします。

生涯学習分野の関連計画である「荒川区芸術文化振興プラン」、「荒川区スポーツ推進プラン」、「荒川区子ども読書活動推進計画」に示された取組について、重複して掲載する場合があります。

■ 第三次推進計画の位置付け

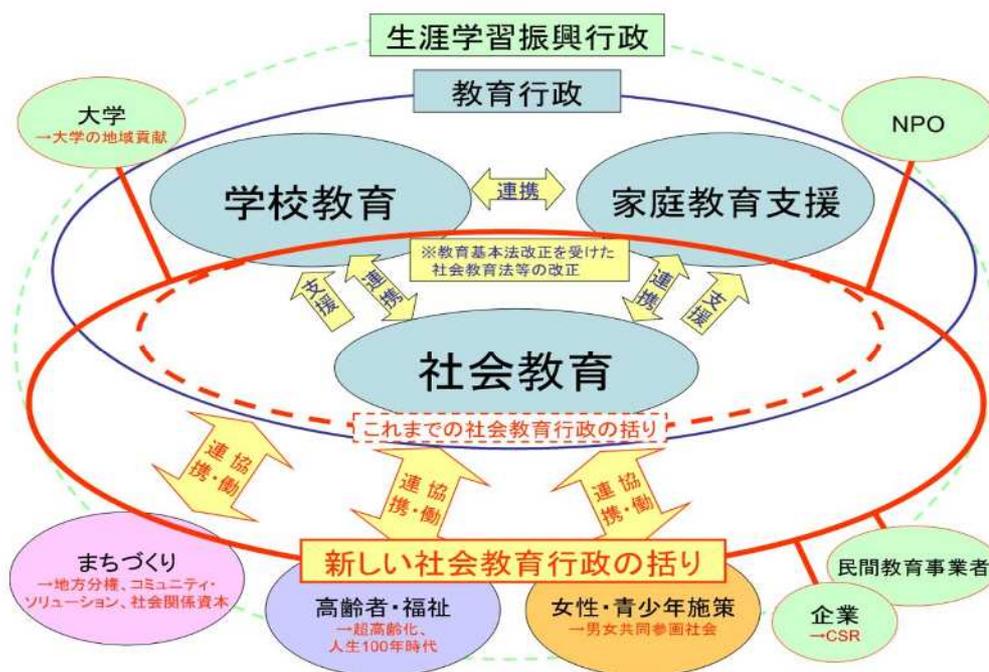


- 「生涯学習」は、あらゆる学習を含む総合的、包括的概念です。学校教育、社会教育及び家庭教育など、教える人と学ぶ人の関係に基づく「教育による学習」だけでなく、各個人が行う「自学自習」にも着目した考え方とされています。また「生涯学習」は、各人が自発的な意思に基づき、必要に応じて、自分に合った手段や方法を自ら選び、生涯にわたり行うものです。

こうした考え方を踏まえ、本計画では「生涯学習」を、一般的な学習活動だけでなく、文化活動、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動、地域活動を含んだ幅広い概念と定義します。

- また、生涯学習における「学習機会」に関しては、行政が行う事業のほか、カルチャースクール等、民間事業者も様々な機会を提供していますが、本計画では、区民の学習を支援するために求められる行政の施策の方向性についてまとめます。

■ 「生涯学習振興行政」と「社会教育行政」イメージ図



「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」より

- 「生涯学習振興行政」と「社会教育行政」との関わり、また、関係機関や関連施策との関わりについては、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が示した概念図（イメージ）を踏まえます。

この上で本計画は、教育行政に留まらず、健康、福祉、子育て支援、文化、産業振興、環境、まちづくりなど、区政の各分野との連携・協力を踏まえたものと位置付けます。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念

荒川区が目指す生涯学習推進の目的は、第1章で述べたとおり、区の基本構想に定めた区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現にあります。

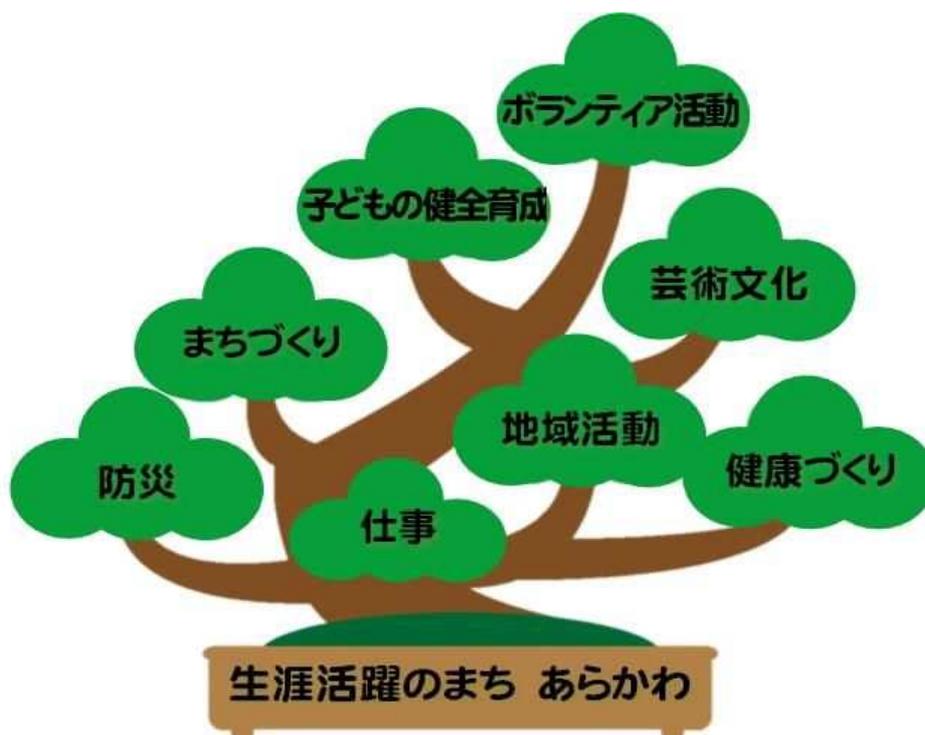
平成20年3月に策定した「第二次生涯学習推進計画」では、基本理念を『区民一人ひとりが幸せを実感できる生涯学習社会の実現』とし、生涯学習支援施策の推進に努めてきました。

第三次となる本計画では、全ての年代のあらゆる区民が、主体的に学習できるだけでなく、学びを通じて仲間や地域社会とつながり、まちづくり、芸術文化、防災、健康づくりなどの各分野において、それぞれの立場で自己実現を図りながら自分らしく活躍することにより、「区民一人ひとりの幸福実感」を高め、「幸福実感都市あらかわ」の実現につながるのとのお考えのもと、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

「学びによる生涯活躍のまち あらかわ」の実現

すべての区民が「学び」を基礎として、各ライフステージで
その人らしく活躍できるまちの実現を目指します



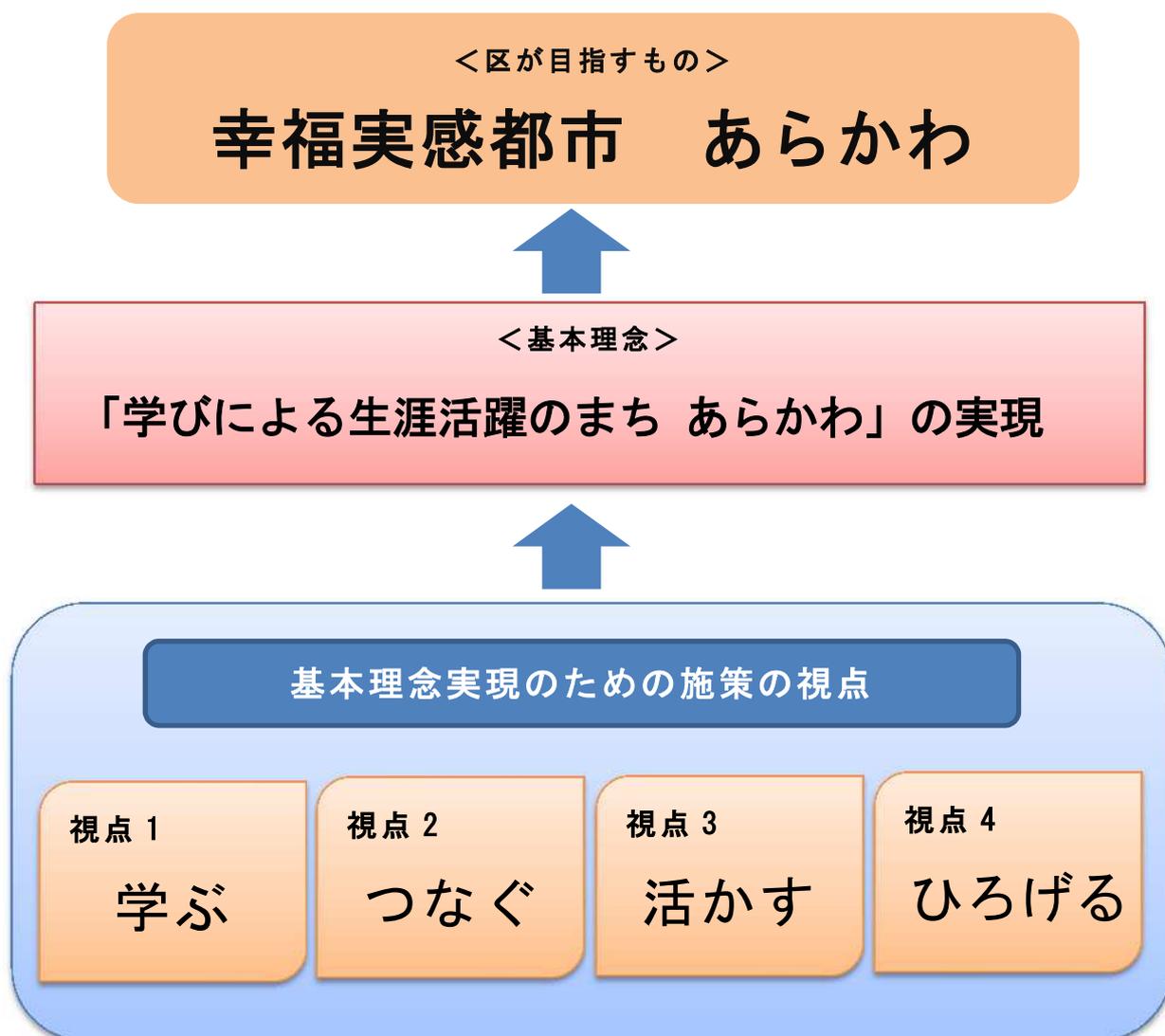
(2) 計画推進のための四つの視点

「第二次生涯学習推進計画」では、基本理念の実現に向けて、「学ぶ」「つなぐ」「活かす」の三つの視点をもって生涯学習支援施策を推進してきました。

本計画においては、更なる生涯学習の推進を図り、生涯学習による「人づくり」を「まちづくり」にひろげることを目指して、従来の「学ぶ」「つなぐ」「活かす」に「ひろげる」という新たな視点を加えることとします。

個人が学び、学びをきっかけとして地域の人と人がつながり、学んだことを地域に活かすことができ、活動団体がつながり、また新たな学びが生まれるといった、学びの好循環を区全体に「ひろげる」ことを支援し、区民の活躍による「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指します。

■ 施策の全体像



視点1 学ぶ

区民一人ひとりが心豊かな人生をおくるための学びを支援します

生涯学習は、学びを通じて自己の可能性に気づき、人生に喜びや生きがいを見だし、心を豊かにすることにつながります。

すべての区民が尊重され、生涯にわたって、あらゆる機会、様々な場所において、主体的に学ぶことができるよう支援します。

視点2 つなぐ

人と人、人と地域をつなぎます

学びの場を通じて育まれる交流は、人と人、地域との「結びつき」や「つながり」を強め、地域全体を活性化させます。

学び合いの大切さを再確認し、「地縁」に加え、学びを通じた「知縁」で人と人がつながる「あたたかい地域社会」を目指して区民の学びを支援します。

視点3 活かす

学んだ知識や技能、経験を地域で活かします

学んだことを社会生活の中で「活かす」ことは、学んだ成果を実感でき、大きな喜びとなります。また、共通の関心を持った人とつながり、信頼関係を築くことで、学習活動の輪は広がり、地域全体を活性化する力となります。

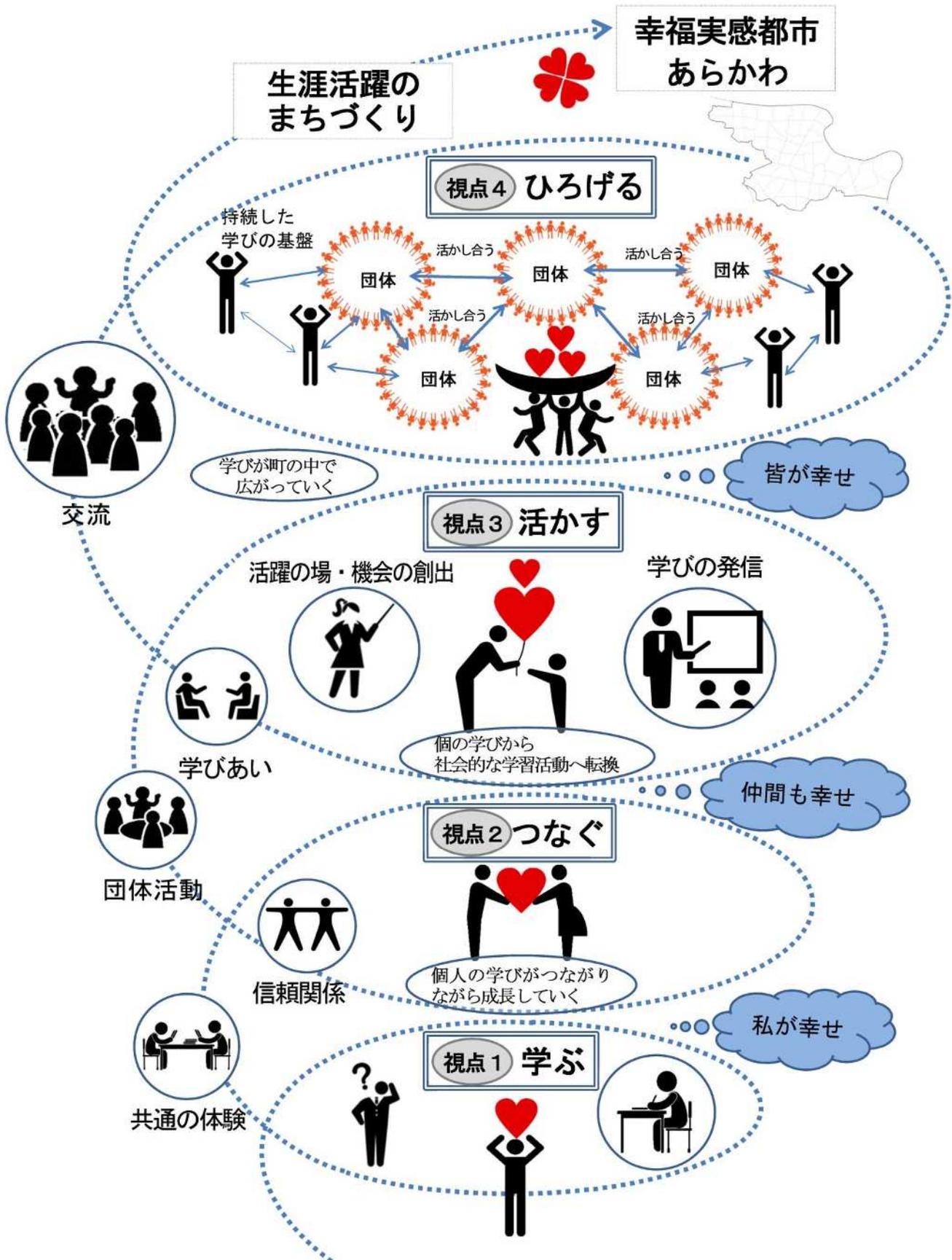
区民が自分らしくいきいきと地域で活躍できるよう、ハード・ソフトの両面から支援します。

視点4 ひろげる

学びの好循環をまちづくりにひろげます

「学び合い」から「ひろがる」交流や活動の輪は、更なる学びや地域活動のきっかけとなります。こうした「学びの好循環」が、地域の課題解決や、より良いまちづくりにつながるよう、地域活動団体同士のネットワーク化のみならず、区や他の行政機関とのネットワークの拡充を図ります。

■ 生涯学習による「生涯活躍のまちづくり」と「幸福実感都市あらかわ」の実現イメージ



(3) 計画の体系図

基本理念 「学びによる生涯活躍のまち あらかわ」の実現

<基本理念実現のための施策の視点>

学ぶ

一人ひとりが心豊かな人生をおくるための学びを支援します

つなぐ

人と人、人と地域、団体と団体をつなぎます

施策の柱1 学びの基盤を整備・拡充する

★印:「重点プロジェクト」関連の取組

主な取組

施策(1) 情報提供手段の拡充

- ・デジタル機器を活用した情報提供の充実★
- ・高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい情報提供手段の整備★

施策(2) 情報内容の充実

- ・体系的で分かりやすい学習情報の提供★
- ・幅広い地域活動情報の収集と提供★
- ・学習に関する相談体制の充実

施策(3) 学びの場の充実

- ・「ゆいの森あらかわ」での体験事業等の充実★
- ・「スポーツセンター」の大規模改修★
- ・「ふるさと文化館」伝統工芸ギャラリーの充実★
- ・「まちなか図書館」の整備★

施策(4) 新たな区立施設の整備

- ・(仮称)新尾久図書館の整備★
- ・(仮称)日暮里地域活性化施設の整備★

施策の柱2 区民一人ひとりの学びを支援する

主な取組

施策(1) ライフステージに対応した学習機会の充実

- ・次代を担う子どもたちへの体験学習の充実★
- ・高齢者の生きがいづくりにつながる学習機会の提供
- ・子育て世代の学習環境の整備・充実★

施策(2) 多様な学習機会の提供

- ・地域の歴史、伝統文化に関する学習機会の提供★
- ・芸術・文化に関する学習機会の提供★
- ・ワークライフバランスに関する学習機会の提供
- ・健康づくりに関する学習機会の提供
- ・多文化共生に関する学習機会の提供★
- ・パソコン・ITに関する学習機会の提供
- ・人権と平和に関する学習機会の提供
- ・スポーツ・レクリエーションに関する学習機会の提供
- ・消費生活に関する学習機会の提供

施策(3) 学習機会の拡大

- ・女性のキャリア形成を支援する学習機会の提供
- ・障がい者、外国人の学習機会・学習環境の充実
- ・学習意欲を高める仕組みづくり

活かす

学んだ知識や技能、経験を、地域で活かします

ひろげる

学びの好循環を、まちづくりにひろげます

施策の柱3 地域で学び活躍する人材を支援する

主な取組

施策(1) 地域課題に関する学習機会の提供

- ・防災・減災に関する学習機会の提供
- ・「子どもの貧困」等に関する学習機会の提供★
- ・高齢者の介護予防に関する学習機会の提供
- ・リサイクルに関する学習機会の提供
- ・創業・起業に向けた学習機会の提供

施策(2) 地域で活躍する人材への支援

- ・荒川コミュニティカレッジ等による、地域に関する学習機会の提供や学習活動支援★
- ・地域で活躍するボランティア養成講座等の充実★
- ・人材登録制度による地域での活動の支援★

施策(3) 地域活動団体への支援

- ・団体活動による発表の場への支援★
- ・活動団体立ち上げや活性化のためのアドバイス★
- ・交流による団体相互のネットワーク支援★
- ・青少年委員・スポーツ推進員など、地域と一体となった生涯学習活動の推進★

施策の柱4 学びの推進体制を強化する

主な取組

施策(1) 推進体制の強化

- ・生涯学習推進本部、総合教育会議による取組の進行管理
- ・「行政評価システム」等による事業評価、進行管理

施策(2) 関係機関とのネットワークの強化

- ・地域活動団体、関係機関、民間事業者、大学等との連携強化
- ・全国の交流自治体との連携強化

(4) 施策の柱

施策の柱 1 学びの基盤を整備・拡充する

区民が生涯学習活動を進めるにあたっては、いつ、どこで、どのような学習機会があるか、どこで活動できるかという「情報」とともに、施設等の「学びの場」が必要です。このことから、情報の内容や提供手段、また相談体制の充実を図るとともに、施設や場所を整備・拡充することにより、学びの「基盤」を整備・拡充し、区民の学習活動を推進します。

施策の方向性と視点の関係性			
学ぶ	つなぐ	活かす	ひろげる
			

■ 施策の方向性

施策(1) 情報等提供手段の拡充	視点
・だれもが手軽に情報を得られるポスター、チラシ、情報紙等、印刷物の配布による情報発信を一層充実させます。	
・いつでも、どこでも情報が入手できるよう、ホームページやSNSなどのICTを活用した情報提供を一層推進します。	
・スマートフォン等の普及を踏まえた情報提供について、一層の充実を図ります。	
・多くの区民がICTを活用した情報を得られるように、IT講習会の実施等、情報の格差が生じないように努めます	
・ホームページはだれも見やすく分かりやすいページ構成に努めるなど、高齢者や障がい者の方々でも情報を得やすいように常に配慮します。	

施策(2) 情報内容の充実	視点
・庁内各課や関係団体が主催する講座やイベント情報を一体的に整理するほか、募集中の講座等最新情報等を発信するなど、多様な情報から学習機会が得られるようホームページの内容を充実します。	
・区民が必要としている情報を、世代別や目的別に応じた情報発信を行うなど、わかりやすく提供します。	
・行政からの学習情報発信だけでなく、区内大学や関係機関の情報を収集し、区民が多様な情報を得られるようにします。	

<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの区民が学習活動に参加できるよう、様々な施設等において、気軽に学習の相談ができる体制を整備します。 	 
--	---

施策(3) 学びの場の充実	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・荒川ふるさと文化館では、「奥の細道」矢立初めの地の関連資料を充実するなど、地域の歴史を学ぶ場を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に開館した「ゆいの森あらかわ」においては、科学や芸術文化分野をはじめ様々な事業を展開するなど、多種多様なニーズに応える「体験の場」としての環境を整え、区民の学習活動の推進を図ります。 	 
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月にオープンした荒川ふるさと文化館「伝統工芸ギャラリー」は、展示や実演に加えて体験事業等を実施し、伝統工芸技術の魅力を学ぶ場として充実を図ります。 	 
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの拠点施設であるふれあい館については、区民に身近な施設として整備を進めます。 	 
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターや地域図書館、荒川区総合スポーツセンターなど、老朽化した既存の生涯学習施設について計画的に修繕を行うとともに、より利用しやすい施設を目指して機能充実を図ります。 	 
<ul style="list-style-type: none"> ・各地域図書館については、地域の特色を活かした図書館づくりを進めて、一層の魅力アップを図るとともに、誰もがいつでも本に触れられる「街なか図書館」を整備します。 	  
<ul style="list-style-type: none"> ・清里高原ロッジ・少年自然の家については、自然体験を推進する拠点として、農業体験をはじめとする様々な事業の実施を検討します。 	 

施策(4) 新たな区立施設の整備	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな尾久図書館の整備にあたっては、公園の中という立地条件を活かしながら、様々な世代のニーズに応えられる地域の知恵袋として、区民の生活を豊かにするとともに、様々なコミュニティの育成を目指します。 	 
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日暮里地域活性化施設は、地域資源を活かした学びの場としても活用できるよう整備します。 	 

施策の柱2 区民一人ひとりの学びを支援する

乳幼児から高齢者に至るまで、あらゆる世代の学びを推進するため、それぞれの学びのニーズやライフスタイルに合わせた学習や世代間交流を含めた多様な学習機会を提供します。

■ 施策の方向性

施策(1) ライフステージに対応した学習機会の充実	視点
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児に対しては、幼稚園・保育園での学びに加えて、親や親子を対象として家庭教育に関する学びの機会等を提供し、乳幼児と親が共に必要な知識、体験を得て成長できるよう支援します。 	 
<ul style="list-style-type: none"> 児童・少年期には、学校教育での学びに加えて、家庭・学校・地域社会が一体となって、様々な体験の機会を充実します。 	 
<ul style="list-style-type: none"> 青年・成人期には、職業生活、家庭生活、地域での様々な役割を果たすために必要な知識に加え、防災・減災や健康づくりなど区政の課題でもある分野の学習機会を提供します。 	 
<ul style="list-style-type: none"> 高齢期には、芸術・文化や歴史等の幅広い教養や、健康づくり等に関する学習機会を充実します。 	 
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代を対象とした講座では、託児の充実や講座開催日を工夫するなど、多くの受講希望者が参加できるよう、一層の環境整備を図ります。 	

施策(2) 多様な学習機会の提供	視点
<ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、芸術・文化やスポーツなどの分野における学習機会を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史や文化財に関する学習機会を充実し、荒川区への愛着を深めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> 特に成人から高齢期を対象に、健康づくりに関する学習機会を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 情報機器の進歩、普及による情報格差を防ぐため、パソコン・IT学習の機会を充実します。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを通じた通信販売や「振り込め詐欺」など、消費生活に関わる学習機会の充実を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントや障がいをはじめとする、人権に関する学習機会を提供します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、国際理解に関する学習や障がい者スポーツへの理解等の学習機会を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生に関する学習機会を通じて、外国籍の区民が地域で孤立せず、多文化共生の担い手となるよう取り組みます。 	 

施策(3) 学習機会の拡大	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方や外国人をはじめ、すべての区民が気軽に学習に参加できるよう学習環境の整備を進めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革や働く女性の増加を踏まえ、新たな時代に対応する知識や、仕事に役立つ知識やスキルアップに関する学習機会等を提供します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・区が実施する講座・教室への積極的な参加に向け、区民の学習意欲を高める仕組みを検討します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・学習する時間がなかなかとれない区民が「いつでも」「どこでも」学習に取り組めるよう、スマートフォンなどデジタル機器を活用した学習機会を検討します。 	

施策の柱3 地域で学び活躍する人材を支援する

区民が、個人や団体で主体的に学ぶとともに、学びの成果を活かし、地域の中で「自分らしく活躍」することができるよう、地域課題に関する学習機会の提供や、学習活動の支援を推進します。

■ 施策の方向性

施策(1) 地域課題に関する学習機会の提供	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの成果を地域で活かすことができるよう、区民がふるさと荒川を深く知り、地域の魅力等を学べる学習機会の充実を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区が基本構想に掲げる6つの都市像「子育て・教育」「健康」「安全・安心」「芸術文化」「環境」「産業」に沿って、各分野の地域課題について、区民一人ひとりが自分の事として考え、学ぶことのできる機会を充実します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防災・減災」や「子どもの貧困」、「健康づくり」など、社会情勢に即した内容や、いま求められる学習機会について、一層充実を図ります。 	

施策(2) 地域で活躍する人材への支援	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が、これまでの「学び」や「経験」を地域で活かせるよう、人材登録制度等を通じて、活動のきっかけづくりや、活動の場や地域との結び付きをコーディネートします。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の地域での活躍を振興し支援するため、庁内の各部課において、ボランティア養成講座等の実施を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川コミュニティカレッジなどにおいて、地域での活動につながる多様な講座を実施し、受講生の興味、関心のある活動の担い手となる人材を育みます。 	

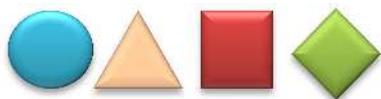
施策(3) 地域活動団体への支援等	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・「社会教育関係団体」登録制度の取組等により、区民が、仲間と共に学び、活動することを積極的に推奨します 	
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課や生涯学習施設の窓口において、サークルや団体に関する情報の提供や、区民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・荒川コミュニティカレッジでは、修了生が関わる地域活動団体に対して、活動テーマに関する新たな情報を提供するほか、活動を広く知ってもらうための情報発信方法や、資金の調達方法等に関する学習機会を提供し、活動を支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年委員、スポーツ推進委員、文化財保護推進員など、行政と地域のパイプ役となる区民と連携を図りながら、地域と一体となって生涯学習を推進します。 	

施策の柱4 学びの推進体制を強化する

生涯学習推進本部、総合教育会議など、行政内部における推進体制を強化するとともに、NPOや社会教育関係団体等の地域活動団体、地域の関係機関と一体となって、区における生涯学習を一層推進します。

■ 施策の方向性

施策(1) 推進体制の強化	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習推進本部」や「総合教育会議」などを通じて、複数の部局にまたがる生涯学習関連事業の情報を共有し、相互に連携を図りながら、全庁一体となって生涯学習支援施策を推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況や効果等については、「あらかわ区政経営戦略プラン」や「行政評価」を用いて、適切な進行管理を行います。 	
施策(2) 関係機関とのネットワークの強化	視点
<ul style="list-style-type: none"> ・NPOや社会教育関係団体等の地域活動団体、区立施設の指定管理者、社会福祉協議会、区内の大学など、学習機会を提供する関係機関と緊密に連携し、ネットワークを構築して、区における生涯学習の一層の推進を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体に対しては、同じ分野で活動する団体の交流を支援することを通じて、サークル・団体活動のネットワーク化や活性化を図ります。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・区民、地域活動団体、教育関係機関、民間事業者、行政が役割分担を図りながらネットワークを構築し、区内のあらゆる場所に「学びの輪」を広げます。 	



第4章 計画の推進に向けた取組 （重点プロジェクト）

1 重点プロジェクトの考え方

2 4つの重点プロジェクト

- I 学びがひろがる場や機能の充実
- II 子どもの未来を育む学びの推進
- III オリンピック・パラリンピックを契機とした
学びの展開
- IV 地域での活躍を支える学びの拡充



家庭教育学級・地域子育て教室





第4章 計画の推進に向けた取組（重点プロジェクト）

本計画で掲げる施策を効果的に推進するため、計画の前期5年間（平成30（2018）年度～34（2022）年度）において、重点的かつ優先的に実施する取組を、「重点プロジェクト」としてまとめます。

重点プロジェクトは、生涯学習を取り巻く環境の変化や施策の達成状況等を踏まえ、平成34年度に見直しを図ります。

1 重点プロジェクトの考え方

- 区政世論調査では、生涯学習活動をしていない理由に「きっかけが無い」「何をやったら良いのか分からない」という回答割合が多いことから、区民の生涯学習活動を促進するにあたっては、生涯学習の魅力を幅広く、より具体的に情報を提供し、参加意欲を高めていく必要があります。学習活動の場の充実やICTのさらなる活用などを通じて、学びがひろがる場や機能の充実を進めていきます。
- 区では、自然体験活動の充実など様々な面から、次代を担う子どもたちを育む取組を進めています。社会状況が目まぐるしく変化し、子どもたちを取り巻く課題が複雑化、困難化する中、全ての子どもたちが、あたたかい地域社会の中で健やかに成長することができるように、学習環境を整備することは引き続き喫緊の課題であることから、子どもたちの未来を育む学びの推進を図っていきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まり、成田空港から36分の好立地である日暮里駅を有する荒川区にも、世界中から大勢の人々が訪問すると見込まれます。スポーツ分野における気運醸成と合わせて、国際理解や障がい者理解、日本の伝統文化や地域の歴史・文化への理解など、よりグローバルな視点で生涯学習事業を推進し、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開を進めていきます。
- 地域にひろがった学びは、区民自身の幸福実感の向上に寄与するとともに、荒川区らしい「あたたかい地域社会」づくりにつながっていきます。仲間と一緒に活動することを通じて地域に学びの成果を還元し、区民の手による「学びの好循環」を生み出せるよう、地域での活躍を支える学びを拡充していきます。



■ 重点プロジェクトにおける目指す方向（平成30年度～平成34年度）

学びがひろがる場や機能の充実

より多くの区民が学習活動や学びを活かした活動に参加できるよう、学びがひろがる情報提供等に加え、区立施設のみにと留まらない身近な学びの場の整備や、施設の機能充実を図ります。

子どもの未来を育む学びの推進

子どもの貧困対策などの喫緊の課題に加え、学びによる子育て支援や家庭教育支援、心豊かな成長につながる体験活動の充実や、家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもたちの未来を育む取組を推進します。

オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開

世界の人々が東京を訪れる大規模イベントを契機として、国際理解や多文化共生はもとより、障がい者理解や、日本の伝統文化や地域の歴史・文化について学ぶ機会の充実を図ります。

地域での活躍を支える学びの拡充

学び合いによる社会参加へのきっかけづくりや、活動団体への支援に加え、団体相互のネットワークを支援するなど、学びを通じた「あたたかい地域社会」づくりに向けた取組を拡充します。



2 4つの重点プロジェクト

I 学びがひろがる場や機能の充実

区政世論調査では、生涯学習活動に参加する上で、身近な施設や場所を求める区民が多くいること、また、時間がない、参加したい気持ちはあるがきっかけが無いとの声もありました。

こうしたことから、急速に利用が拡大したSNS（ソーシャル・ネット・ワーキングサービス）やスマートフォンを「いつでも」「どこでも」利用することができるツールとして活用し、学習に関する情報や機会の提供を図ります。また、生涯学習の魅力をより具体的かつ効果的に提示するなど、参加意欲を高める仕組みづくりに引き続き取り組んでいきます。

わかりやすくタイムリーな学習情報の提供などのソフト面と、そうした情報を得て学習活動を行うとともに、さらなる情報を得たり、相談などができたりする場、仲間と交流を深められる場などのハード面の両面から、区民の学びがひろがる場と機能を充実していきます。

<目指す方向>

◆学びがひろがる情報提供の整備・充実

- ・区民の学ぶ意欲を喚起するため、従来からの紙媒体による情報提供に加えて、インターネットを通じた動画配信など、新たなデジタル機器に対応した学習情報の提供により情報量の充実と利便性の向上を図ります。
- ・特に、ホームページ等の電子媒体は、高齢者や障がい者の方々をはじめ、すべての区民が分かりやすく利用しやすいよう努めていきます。
- ・情報格差が広がらないよう、パソコン等のデジタル機器の操作等に関する取組を充実します。

主な事業	所管課
荒川区ホームページ	広報課
SNSによる情報提供・情報発信	広報課
生涯学習スポーツポータルサイト「あらかわまなびプラザ」	生涯学習課
生涯学習ガイドブック	生涯学習課
IT講習会	生涯学習課
録音図書デジタル化事業	ゆいの森課



ゆいの森あらかわ・図書館ホームページ	ゆいの森課・地域図書館課
老人福祉センター スマートフォン講習会	福祉推進課
老人福祉センター 初めてのタブレット講座	福祉推進課
障がい者対象 IT講習会	障害者福祉課
子育て支援ポータルサイト「あらかわ子育て応援サイト」	子育て支援課
あらかわキッズニュース	子育て支援課

◆身近な学びの場の整備・機能の充実

- ・尾久図書館やふれあい館等の施設整備を進めるとともに、施設という「場」での情報提供機能の充実を図ります。
- ・生涯学習関連施設においては、利用者の声を踏まえながら適切な維持管理に努めるとともに、利便性の向上や特色ある施設づくりを進めます。

主な事業	所管課
ふれあい館の整備・充実	区民施設課
伝統工芸ギャラリーの充実	生涯学習課
スポーツセンターの大規模改修	スポーツ振興課
ゆいの森あらかわの機能充実	ゆいの森課
新たな尾久図書館の整備	地域図書館課
特色ある地域図書館の整備	地域図書館課
まちなか図書館の整備	地域図書館課
エコセンター環境学習機能の充実	環境課
リサイクルセンターのリサイクル活動拠点機能の充実	清掃リサイクル課



Ⅱ 子どもの未来を育む学びの推進

乳幼児期から少年期は、人間形成の基礎をつくる大切な「学び」の時期であり、すべての子どもたちが夢と希望を持ち成長できる学習環境を整えることは、区として取り組むべき重要な課題です。

一方、家庭の経済的背景と学力に相関関係があると言われていた中で、貧困の連鎖や格差の固定化・拡大を防ぐ観点から、「学び」によるセーフティネットとして学習環境の整備が求められています。

こうしたことから、心豊かな成長に不可欠な自然体験などの直接体験の取組や、子どもの貧困解消に向けた対策など、子どもの未来を育むとともに、地域の大人がつながることによる地域の教育力の向上を目指した取組を推進していきます。

<目指す方向>

◆体験活動の充実

- ・地域活動団体や関係機関等との連携により、自然体験やものづくり体験などの体験学習の機会や伝統文化に触れる機会を充実します。

主な事業	所管課
ふれあい館における体験活動	区民施設課
東京藝術大学連携事業・参加型事業	文化交流推進課
田植え・いも苗植え体験バスツアー（潮来市）	文化交流推進課
荒川区自然体験を通じた青少年健全育成活動事業	文化交流推進課
青少年委員による体験活動事業	生涯学習課
チャレンジ共和国における体験学習事業	生涯学習課
チャレンジキャンプへの支援	生涯学習課
少年少女体験教室（ロボット・コンテスト他）	生涯学習課
全国連携・自然体験事業への支援	生涯学習課
子ども文化体験フェスタへの支援	生涯学習課
子ども俳句相撲大会	生涯学習課
夏休みこども博物館	生涯学習課
ゆいの森あらかわにおける子ども事業	ゆいの森課
中高生による読み聞かせ体験	ゆいの森課・地域図書館課
わんぱく相撲荒川区大会への支援	スポーツ振興課
夏休み親子くらしの講座	産業振興課
あらかわエコジュニアクラブ	環境課
学齡児セラピー	障害者福祉課
自然まるかじり体験塾	児童青少年課



◆地域の中で子どもを育む活動への支援

- ・家庭・学校・地域がそれぞれの特性を活かしながら連携し、一体となって子どもを大切に思う気持ちを育み、地域の教育力が向上する取組を推進します。
- ・経済的な貧困、孤立など困難を抱える子どもたちの「学び」を区として支援するとともに、地域活動団体等の取組を支援します。

主な事業	所管課
地域教育力向上支援事業	生涯学習課
地域子育て教室	生涯学習課
青少年委員による活動	生涯学習課
子ども会大会への支援	生涯学習課
荒川区少年団体指導者連絡会への活動支援	生涯学習課
心身障害児者福祉連合会への活動支援	障害者福祉課
託児サポーター制度	子育て支援課
あらかわ子ども応援ネットワークへの活動支援	子育て支援課
学習支援事業（学びサポートあらかわ）	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業	子育て支援課
放課後子ども総合プラン	児童青少年課
「あらかわの心」推進運動区民委員会への活動支援	児童青少年課
校庭利用事業	教育総務課
合宿通学支援	教育総務課
P T A 連合会への支援	教育総務課
あらかわ寺子屋	指導室（小中学校）

◆家庭教育支援・子育て支援

- ・家庭は、子どもが生涯にわたって幸福に生きるための力を身につける基盤との認識に立ち、家庭の教育力向上に向けた学びの機会の充実や、子どもの健やかな成長を目指して活動する保護者等のサークルや団体の取組を支援します。

主な事業	所管課
子育てサークル講師助成（親育ち支援事業）	生涯学習課
家庭教育学級	生涯学習課
P T A 連携家庭教育学級	生涯学習課
子育てハッピー講座	健康推進課
父親・祖父母子育て交流事業	児童青少年課
子育て交流サロン	子ども家庭支援センター
P T A 講演会・研修会支援	教育総務課



Ⅲ オリンピック・パラリンピックを契機とした 学びの展開

現在、国内で生活する外国人、また、日本を訪れる外国人観光客は急速に増加しています。今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、この傾向は更に強まる見込みであり、国際理解、多文化共生に向けた一層の取組が求められています。

また、平成 28 (2016) 年 4 月の障害者差別解消法の施行や、平成 29 (2017) 年 4 月の文部科学省における障害者学習支援推進室の設置等により、学校教育を修了した障がい者が、地域とつながり、生涯学習を通じて生きがいを得る機会の更なる充実が求められています。

こうしたことから、世界各国から多くの人々が東京を訪れる大規模イベントを契機として、国際理解や障がい者理解など、多様性を尊重し自他を認め合う心を育む機会を充実するとともに、他国との相互理解に欠かせない日本の伝統文化の素晴らしさや、地域の歴史、まちの魅力を改めて認識する機会を充実します。

<目指す方向>

◆国際理解に関する学習機会の提供

- ・国際的な視野を持ち、豊かな国際感覚が身につくような学習機会を充実します。
- ・子どもたちが世界で通用する英語力を身に付け、積極的に外国語でコミュニケーションを図る態度を育成する機会を充実します。

主な事業	所管課
海外都市との交流事業（ウィーン市ドナウシュタット区、済州市、大連市中山区）	文化交流推進課
外国人住民支援事業（日本語教室など）	文化交流推進課
外国人による日本語スピーチ大会支援	文化交流推進課
多文化共生センター活動支援	文化交流推進課
外国人による世界の料理教室	文化交流推進課
国際交流バスハイク支援	文化交流推進課
生涯学習センター区民カレッジ事業における関連講座	生涯学習課
小学校ワールドスクール	指導室
中学校ワールドスクール	指導室



◆障がい者理解に関する学習機会の提供

- ・障がいの有無にかかわらず、全ての人々が同じ地域に暮らす区民として共に助け合う「あたたかい地域社会」を実現するため、多様性を尊重できる「心のバリアフリー」と障がいに対する正しい理解を深める講座を充実します。
- ・障がい者との交流や、地域でサポートできる人材の育成を図ります。

主な事業	所管課
ゆいアート展	文化交流推進課
荒川区心身障がい者青年教室（さくら教室）	生涯学習課
首都大学東京との連携による荒川コミュニティカレッジ公開講座	生涯学習課
図書館における障がい者支援事業（音訳者養成講座）	ゆいの森課
障がい者スポーツフェスティバル	スポーツ振興課
手話通訳者養成講座（初級・中級・上級）	障害者福祉課
アクロスあらかわ 心のバリアフリー教室	障害者福祉課
アクロスあらかわ 交流講座手芸教室	障害者福祉課
たんぽぽフェスタ（施設公開）	障害者福祉課
区立障がい者施設 施設公開	障害者福祉課
発達障がい講演会	障害者福祉課
家族支援講座	障害者福祉課

◆地域の文化や歴史に関する学習機会の提供

- ・世界各国の人々と交流し、異文化を尊重し、積極的にコミュニケーションを図るためには、まず自分たちのアイデンティティである日本や荒川区の歴史や文化の良さを十分に理解する必要があります。様々な事業を展開しながら地域の歴史や伝統文化等に関する学習機会の拡充を推進します。

主な事業	所管課
俳句文化振興事業	文化交流推進課
区内小中学校日本の伝統文化指導者派遣事業	文化交流推進課
あらかわの伝統技術展	生涯学習課
あらかわ学校職人教室	生涯学習課
荒川ふるさと文化館企画展等	生涯学習課
伝統工芸ギャラリー展示・体験事業	生涯学習課
文化財保護推進員活動	生涯学習課
荒川区文化総合講座への支援	生涯学習課
伝統文化親子教室（文部科学省補助事業）への支援	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジ（荒川区の歴史やまちを知る講座）	生涯学習課
モノづくり見学・体験スポット事業	観光振興課

Ⅳ 地域での活躍を支える学びの拡充

学習活動は、学んだことを他者に伝え、社会に還元することで、学ぶ目的がより明確になり、さらなる学びへの意欲も高まります。また、集団での学び合いを通じて「人」や「地域」とつながることで、「ふるさと荒川」に対する地域への愛着が生まれます。

地域の中で自分らしく活躍できるよう、社会参加のきっかけとなる学びの提供や活動のブラッシュアップにつながる学びを充実し、さらに、交流によるネットワークづくり等による新たな学びを生み出す「学びの好循環」への取組を推進します

<目指す方向>

◆ 学びによる社会参加へのきっかけづくり

- ・ 区民の個人的な興味・関心を出発点に、ボランティア活動等へのきっかけとなるような講座を充実し社会参加のきっかけを支援します。
- ・ 大規模災害に備えるための「防災・減災」や、人生百年時代に向けた「生きがいつくり」など、現代的な課題や地域課題への関心を高め、解決に向けての活動を促すような講座を関係機関等と連携しながら実施します。

主な事業	所管課
荒川コミュニティカレッジ	生涯学習課
成人の日のつどい実行委員会	生涯学習課
障がい者スポーツサポーター養成講習会	スポーツ振興課
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	スポーツ振興課
ウォーキング指導員養成講習会	スポーツ振興課
ストーリーテリングボランティア養成講座	ゆいの森課
読み聞かせボランティア養成講座	ゆいの森課
音訳者養成講座	ゆいの森課
布の絵本づくりボランティア養成講座	ゆいの森課
本の修理ボランティア養成講座	ゆいの森課
デイジー（録音図書）編集初心者講習	ゆいの森課
中高生によるイベントスタッフ活動	ゆいの森課・地域図書館課
観光ボランティアガイド養成講座	観光振興課



緑のカーテン講習会	環境課
リコメンドリーダーの養成	清掃リサイクル課
障がい者向け健康体操事業（荒川ばん座位体操）	障害者福祉課
荒川ころばん体操推進リーダー養成講座	健康推進課
あらかわNO！メタボチャレンジャー事業	健康推進課
あらみん体操（5分でできる荒川どこでもみんなでころばん体操）	健康推進課
景観まちづくり塾	都市計画課
あらかわ園芸名人認定制度	道路公園課
荒川区中学校防災部での防災ジュニアリーダーの育成	指導室

◆区内活動団体等への支援

- ・区民サークルや地域活動団体、個人が、学んだ成果の発表等を行うことにより、学習意欲を増進できるよう支援します。
- ・自分の能力やスキルを活かして活躍できるよう、社会教育サポーター制度等により人材を区に登録し、必要に応じて区民同士の活動のコーディネートを行います。
- ・さらなる活躍のため、地域で活動する上で必要となる知識や技術等を深めることができるよう、各種の研修会等を実施します。

主な事業	所管課
荒川区文化祭	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジ（学園祭）	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジ（学習成果発表会）	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジ（活動のスキルアップに係る講座）	生涯学習課
吹奏楽のつどい	生涯学習課
社会教育サポーター制度	生涯学習課
社会教育サポーターのつどい（研修会）	生涯学習課
人権を考える講座	生涯学習課
中高生リーダー養成講座	生涯学習課
あらかわ青年大会への支援	生涯学習課
青少年委員・スポーツ推進委員活動への支援	生涯学習課・スポーツ振興課
障害者大運動会への支援	障害者福祉課
子育てボランティア団体等育成支援事業	子育て支援課



◆ 交流によるネットワーク化への支援

- ・活動する目的やテーマが関連する団体・サークル等がつながることで、様々な情報や地域資源、活動上の経験や課題等を共有でき、団体活動の活性化や協働による新たな事業展開などが可能となります。
- ・また、他団体との交流は、各団体それぞれの活動が区の中でどのような意義、必要性をもつのかを振り返り、より良い活動への気づきの場となるだけでなく、励まし合いなどモチベーションアップにもつながり、活動の継続に大きな力となります。
- ・区民の学習環境のひろがりや協働体制の整備をめざし、地域で活躍する団体・サークルが相互につながるようネットワーク化を支援します。

主な事業	所管課
アクト21 交流のつどい	総務企画課
地域活動サロンふらっと・フラットにおける支援	文化交流推進課
荒川コミュニティカレッジ学園祭における交流支援	生涯学習課
地域教育力向上支援事業活用団体のネットワーク支援	生涯学習課
あらかわ青年大会における交流支援	生涯学習課
子ども会大会における交流支援	生涯学習課
老人福祉センター 文化祭行事	福祉推進課
高年者地域ぐるみ事業（運動会・芸能・輪投げ大会など）	高齢者福祉課
アクロス連合会まつり支援	障害者福祉課



第5章 計画の推進体制

- 1 計画の管理方法
- 2 計画の評価方法



あらかわ伝統工芸ギャラリー
(荒川区伝統工芸技術保存会の皆さん)



あらかわ学校職人教室

第5章 計画の推進体制

1 計画の管理方法

荒川区では、区長を本部長とする「生涯学習本部」を設置し、子育て、教育、福祉、健康、防災、産業、まちづくり等、行政のあらゆる分野が一丸となって生涯学習を推進していきます。

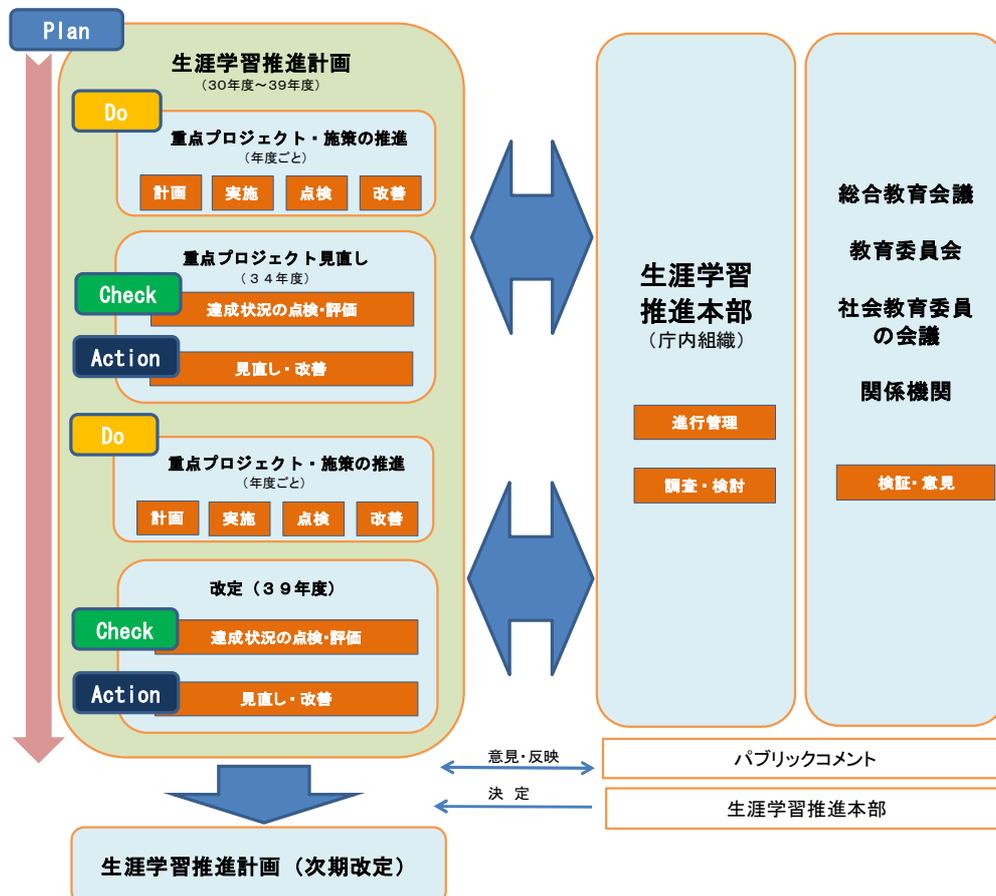
本計画に掲載した施策は、計画「Plan」、実行「Do」、点検・評価「Check」、見直し・改善「Action」のサイクルで着実に管理し推進します。

点検・評価の実施については、新公会計制度と連携した区の行政評価を活用することとします。

前期5年目には、施策の達成状況を点検・評価した上で、重点プロジェクト等の見直しを行います。

計画最終年度には、後期5年間の達成状況を点検・評価して、計画の見直し改定を行います。

生涯学習推進計画の管理方法



2 計画の評価方法

① 区における評価

- 本計画に掲載した取組や事業については、荒川区生涯学習推進本部事務局である生涯学習課が、区が全庁的に実施している「あらかわ区政経営戦略プラン」や「行政評価システム」を用いて、進捗状況の確認を行います。また、必要に応じて事業の所管課に対して、進捗状況の調査を行います。
- 荒川区生涯学習推進本部及び総合教育会議は、毎年、本計画に掲載した施策及び取組について、評価を行います。
また、必要に応じて調査・検討を行うことで、生涯学習に関する施策を全庁的に一体となって推進します。

② 学識経験者等による評価

- 本計画に掲載した施策等の進捗状況については、毎年、教育委員会及び社会教育委員の会議への報告に加え、学識経験者による専門的な視点からの点検と評価、さらに地域団体の代表者等に積極的に関わっていただいで評価作業を行います。
また、必要に応じ、荒川区自治総合研究所をはじめとする関係機関に情報提供を行い、意見を聴取することとします。

③ 評価の反映

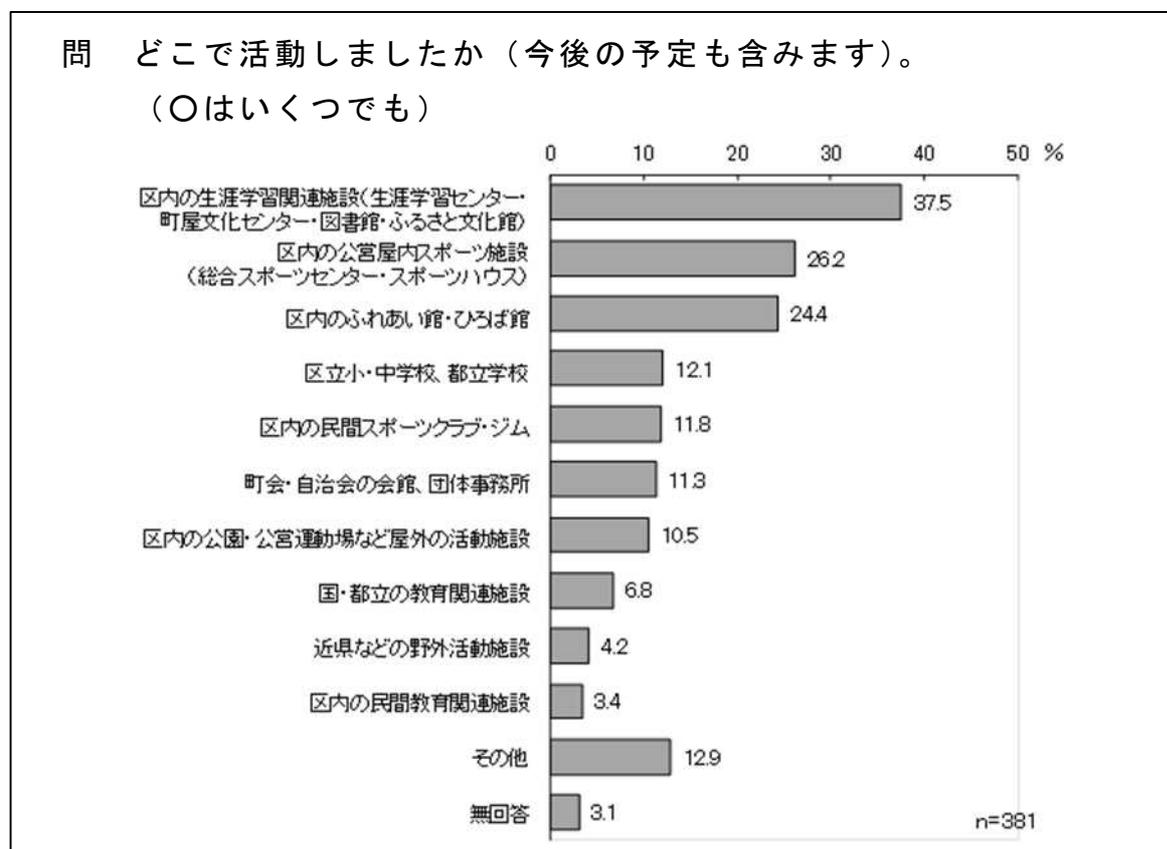
- 上記のような手順を経て得られた評価については、生涯学習推進本部などを通じて全庁的に共有するとともに、区政世論調査や利用者アンケート、関係する区民・団体へのヒアリング等を踏まえたうえで、所管課において改善や充実策を検討し、施策の見直しや予算編成等に反映していきます。

資料編

- 1 第41回荒川区政世論調査（平成28年度）
結果
- 2 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民
アンケート調査結果
- 3 荒川区生涯学習推進本部設置要綱
- 4 荒川区社会教育委員名簿
- 5 検討の経過

1 第41回荒川区政世論調査（平成28年度）結果

(1) 生涯学習の活動場所

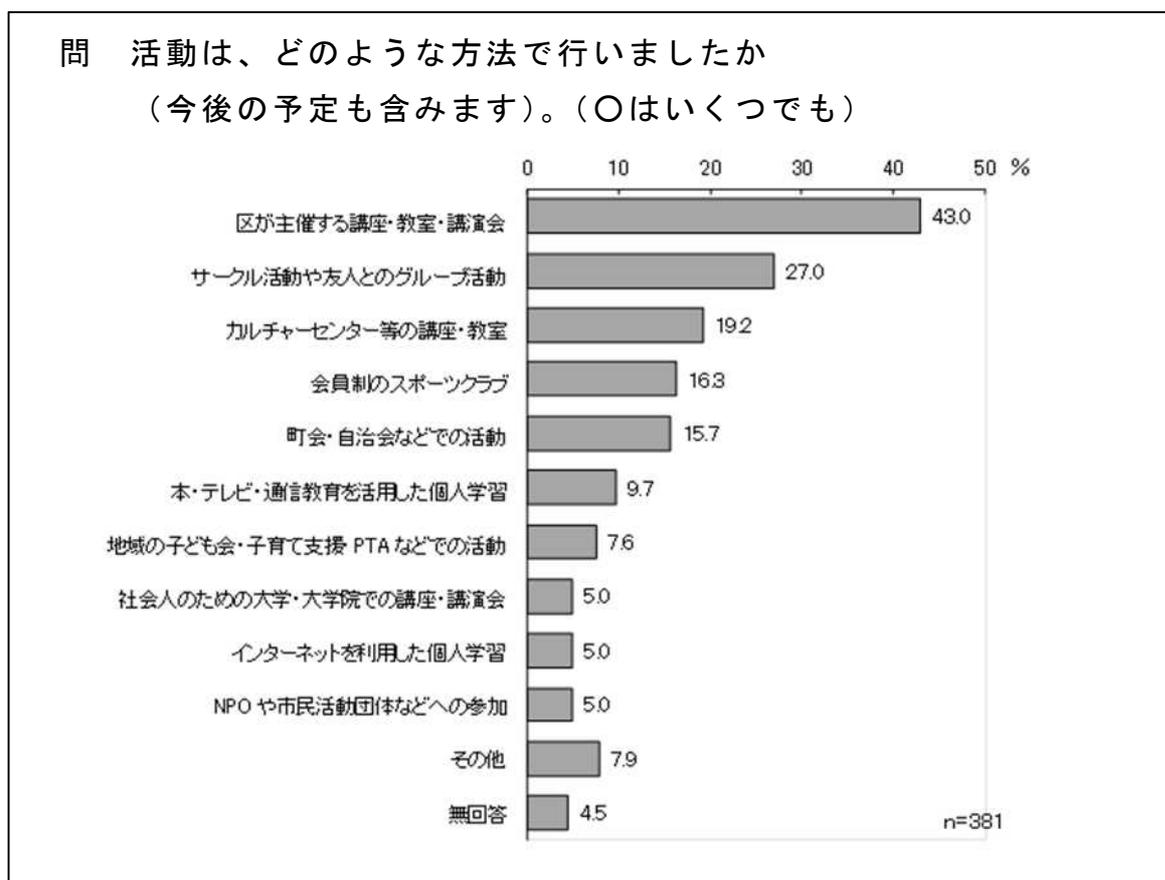


○ 生涯学習活動に参加（参加予定含む）の方に、どこで活動している（する予定）か聞いたところ、「区内の生涯学習関連施設（生涯学習センター・町屋文化センター・図書館・ふるさと文化館）」（37.5%）が3割半ばを超え、最も高くなっています。以下、「区内の公営屋内スポーツ施設（総合スポーツセンター・スポーツハウス）」（26.2%）、「区内のふれあい館・ひろば館」（24.4%）など、区立の施設が続いています。

【過去の調査結果との比較】

	平成 28 (2016) 年	平成 18 (2006) 年
1位	区内の生涯学習関連施設 (37.5%)	区内の公園・区営運動場などの野外活動施設(27.6%)
2位	区内の公営屋内スポーツ施設 (26.2%)	区立小・中学校、都立学校 (23.3%)
3位	区内のふれあい館・ひろば館 (24.4%)	区立の屋内スポーツ施設 (21.1%)
4位	区立小・中学校、都立学校 (12.1%)	区内民間の教育関連施設 (19.4%)
5位	区内の民間スポーツクラブ・ジム (11.8%)	区内の社会教育関連施設 (13.8%)

(2) 生涯学習活動の方法

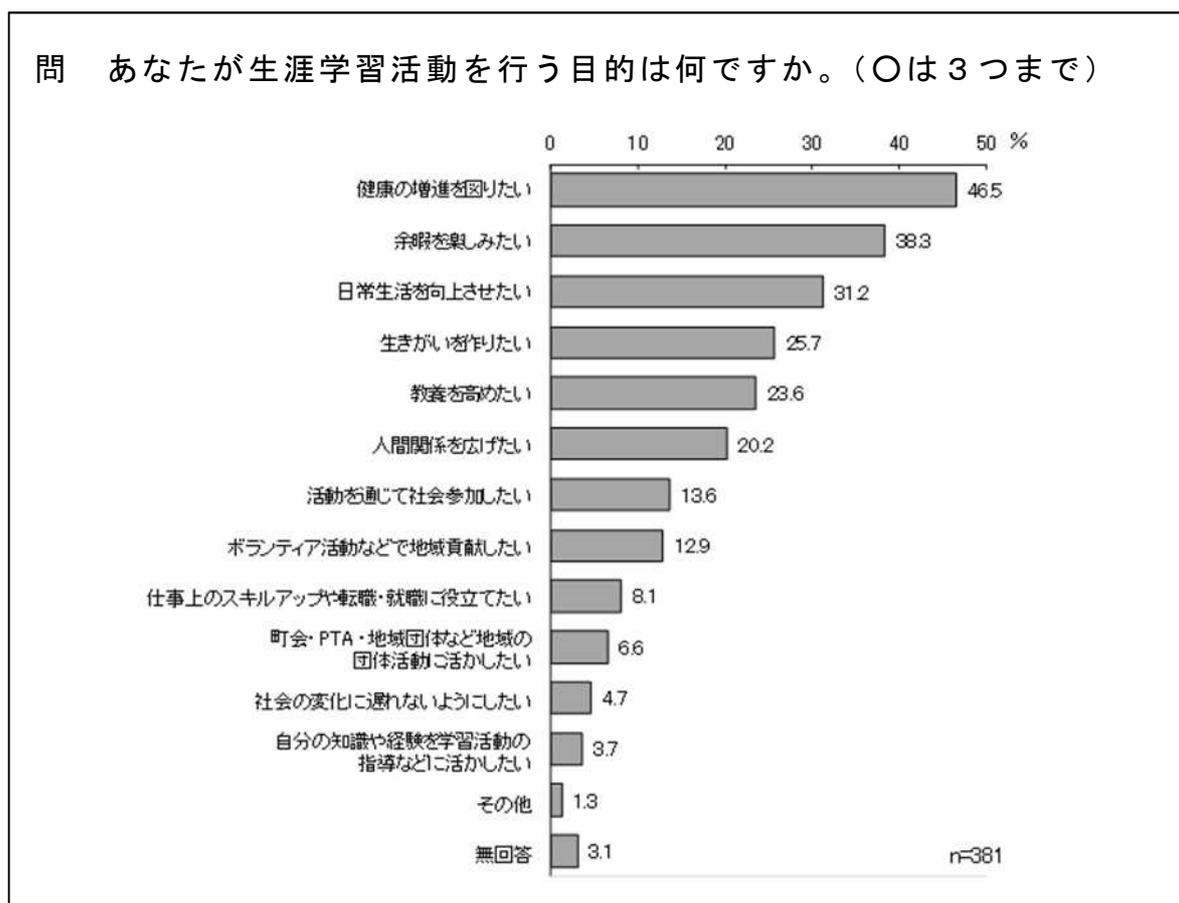


- 生涯学習活動に参加（参加予定含む）の方に、どのような方法で活動しているか聞いたところ、「区が主催する講座・教室・講演会」（43.0%）が4割を超え、最も高くなっています。これに続いて、「サークル活動や友人とのグループ活動」（27.0%）、「カルチャーセンター等の講座・教室」（19.2%）、「会員制のスポーツクラブ」（16.3%）、「町会・自治会などでの活動」（15.7%）の順となっています。

【過去の調査結果との比較】

	平成 28 (2016) 年	平成 18 (2006) 年
1位	区が主催する講座・教室・講演会 (43.0%)	サークル活動や友人とのグループ活動 (37.5%)
2位	サークル活動や友人とのグループ活動 (27.0%)	区が主催する講座・教室・講演会 (28.0%)
3位	カルチャーセンター等の講座・教室 (19.2%)	会員制のスポーツクラブ(16.4%)
4位	会員制のスポーツクラブ(16.3%)	町会・自治会などでの活動(15.5%)
5位	町会・自治会などでの活動(15.7%)	地域の子ども会・子育て・PTA などでの 活動(15.1%)

(3) 生涯学習を行う目的

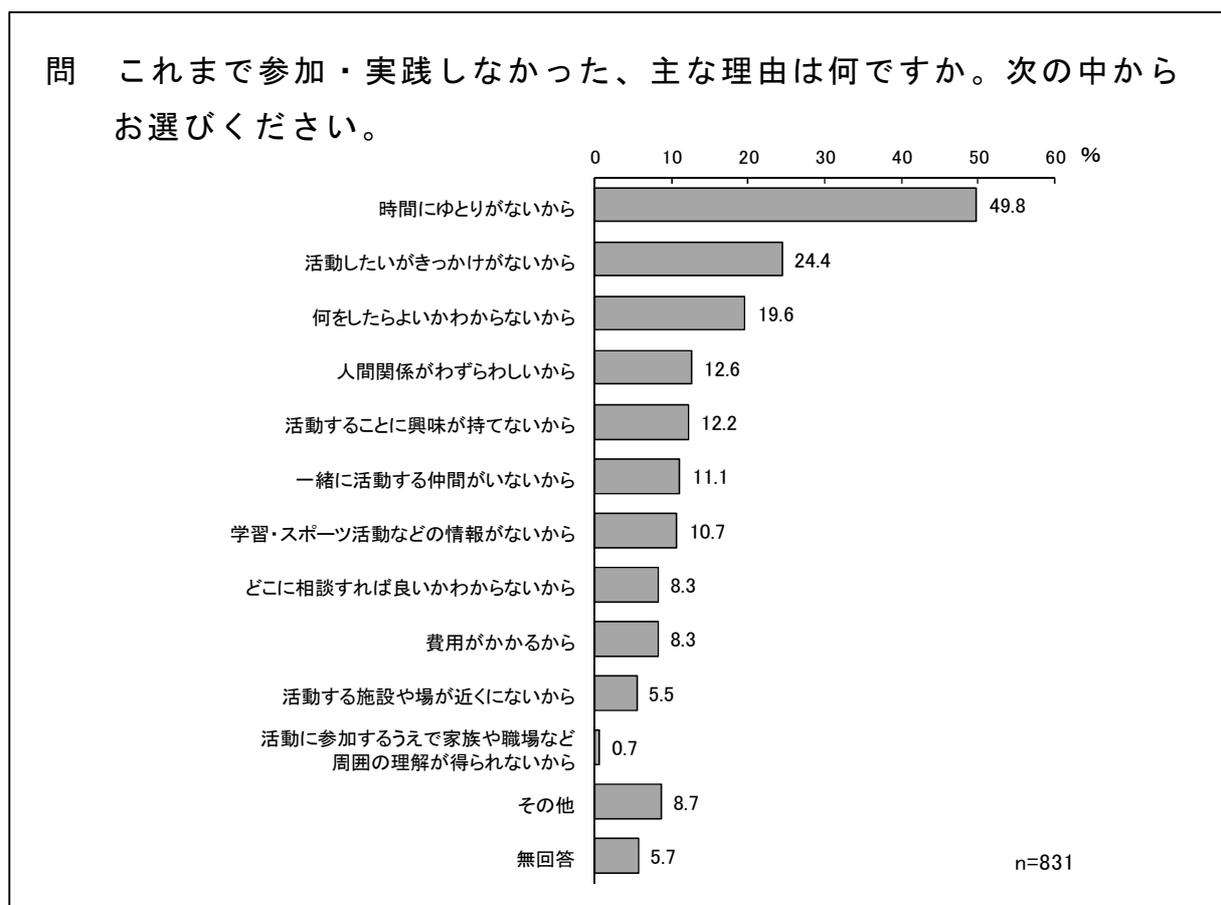


- 生涯学習活動に参加（参加予定含む）の方に、生涯学習を行う目的を聞いたところ、「健康の増進を図りたい」（46.5%）が4割半ばを超えて最も割合が高くなっています。これに続いて、「余暇を楽しみたい」（38.3%）、「日常生活を向上させたい」（31.2%）、「生きがいを作りたい」（25.7%）、「教養を高めたい」（23.6%）の順となっています。

【過去の調査結果との比較】

	平成 28 (2016) 年	平成 18 (2006) 年
1 位	健康の増進を図りたい(46.5%)	余暇を楽しみたい(47.7%)
2 位	余暇を楽しみたい(38.3%)	健康の増進を図りたい(47.2%)
3 位	日常生活を向上させたい(31.2%)	教養を高めたい(32.5%)
4 位	生きがいを作りたい(25.7%)	人間関係を広げたい(25.9%)
5 位	教養を高めたい(23.6%)	生きがいを作りたい(23.5%)

(4) 生涯学習活動に参加しなかった理由



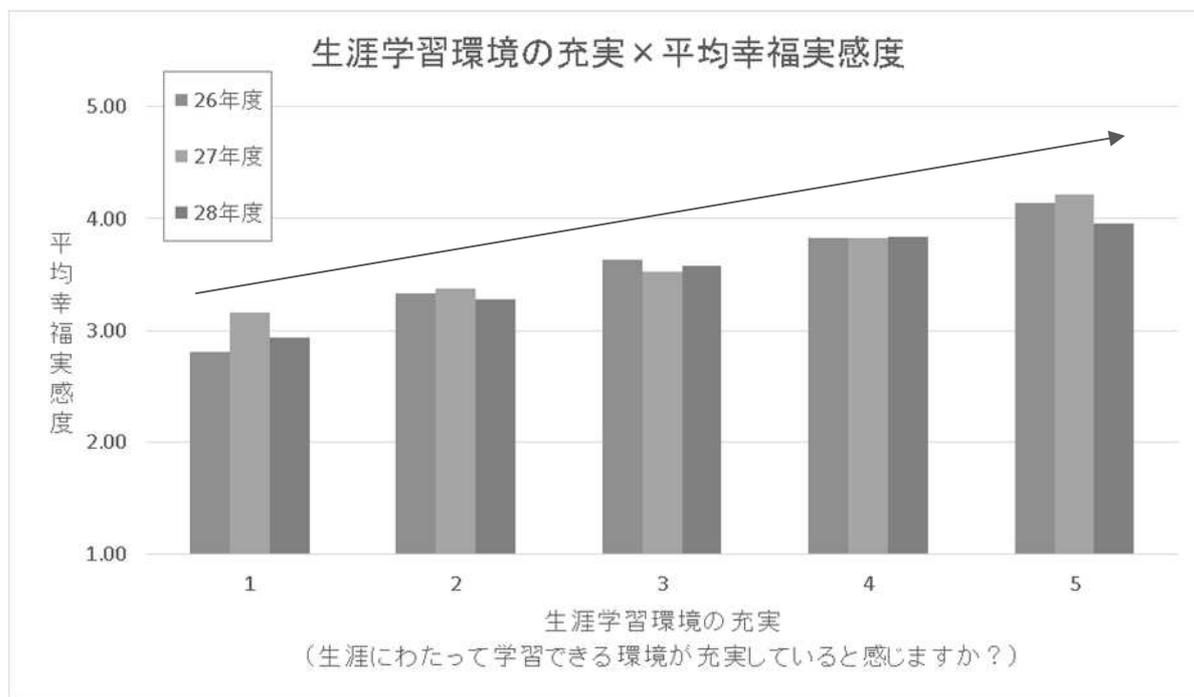
- 生涯学習活動に参加していない方に、参加しなかった理由を聞いたところ、「時間にゆとりがないから」(49.8%)が約5割と、最も割合が高くなっています。これに続いて、「活動したいがきっかけがないから」(24.4%)、「何をしたらよいか分からないから」(19.6%)、「人間関係がわずらわしいから」(12.6%)、「活動することに興味が持てないから」(12.2%)の順となっています。

【過去の調査結果との比較】

	平成 28 (2016) 年	平成 18 (2006) 年
1 位	時間にゆとりがない(49.8%)	時間にゆとりがない(52.4%)
2 位	活動したいがきっかけがない(24.4%)	活動したいがきっかけがない(28.3%)
3 位	何をしたらよいか分からない(19.6%)	学習・スポーツ活動などの情報がない(22.0%)
4 位	人間関係がわずらわしい(12.6%)	活動することに興味が持てない(17.7%)
5 位	活動することに興味が持てない(12.2%)	何をしたらよいか分からない(17.1%)

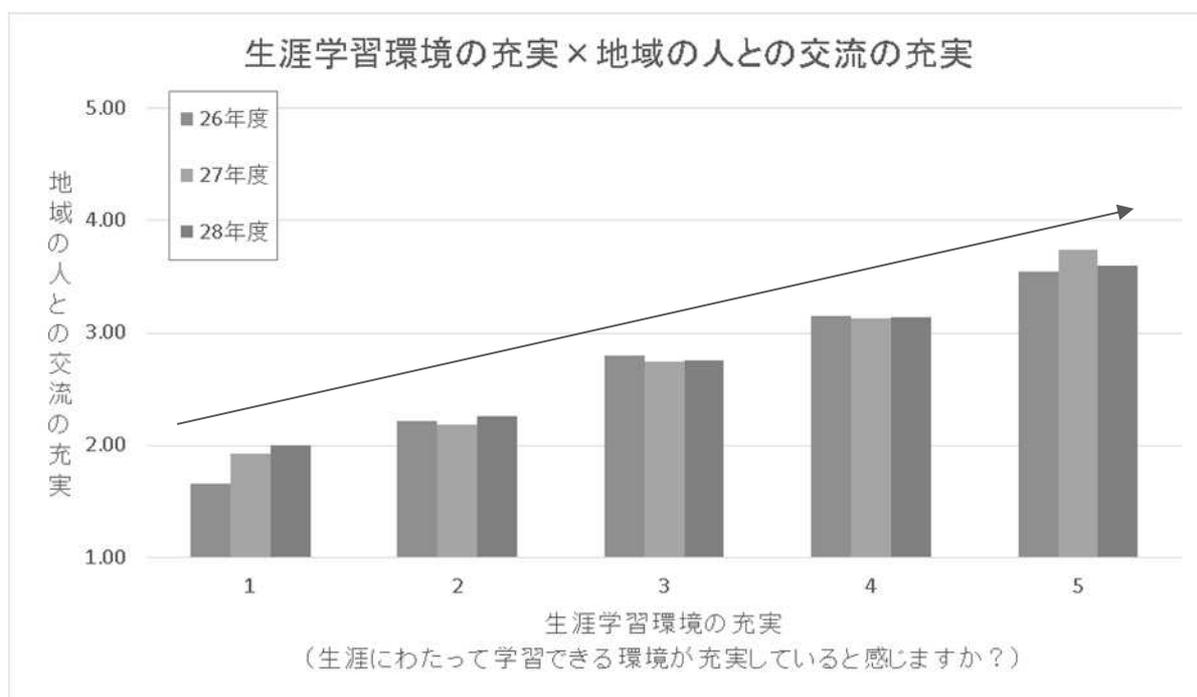
2 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査結果

（1）「生涯学習環境の充実」実感別 平均幸福実感度



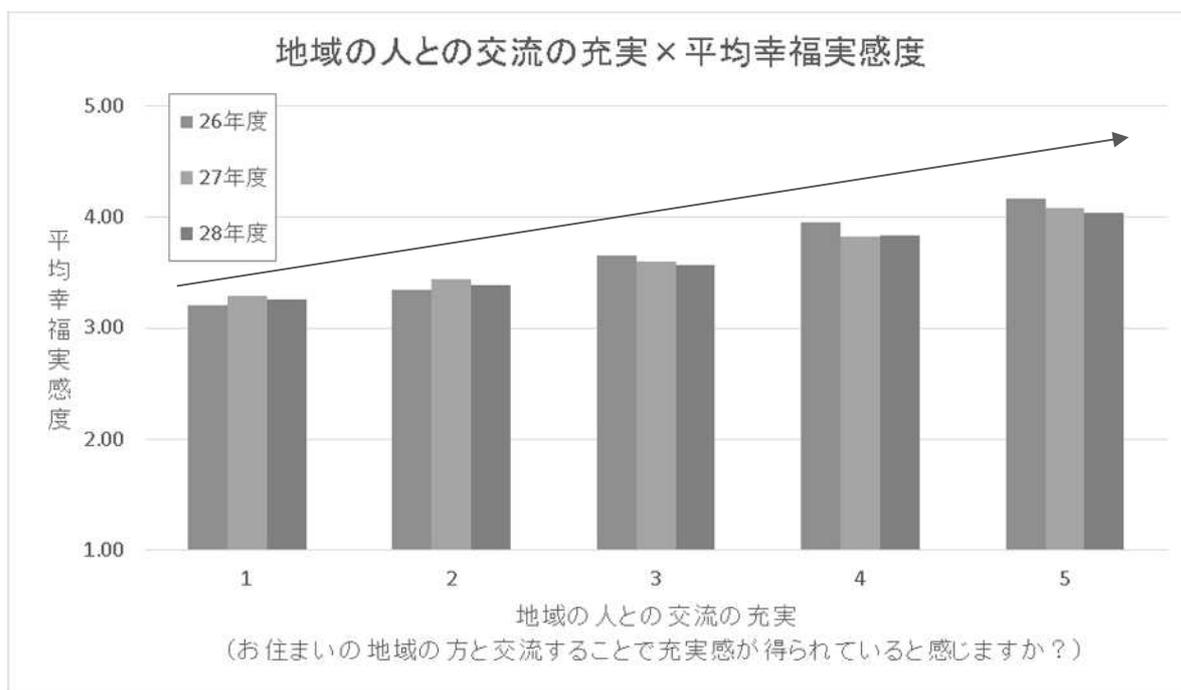
- 上記の図は、「生涯にわたって学習できる環境が充実していると感じますか？（生涯学習環境の充実）」の質問に対する回答別に幸福実感度の平均を示した図です。
- 「生涯学習環境の充実」の実感が高い人ほど、「幸福実感度」が高い傾向にあることがわかります。

(2) 「生涯学習環境の充実」実感別 「地域の人との交流の充実」実感度



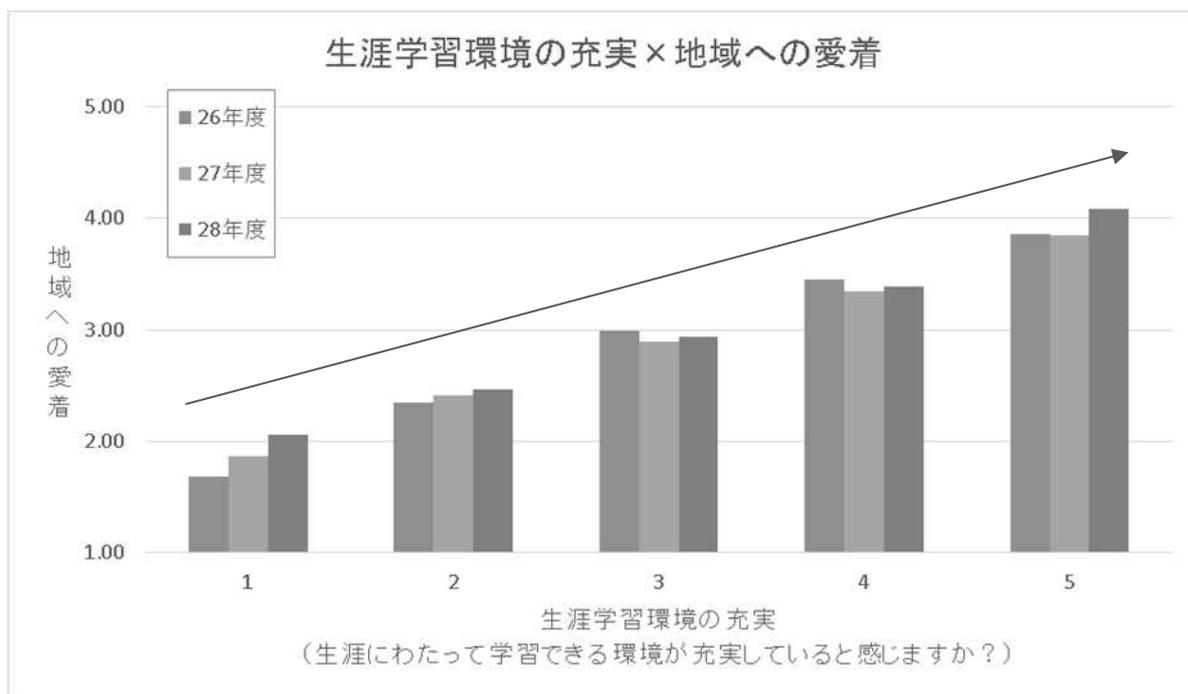
- 上記の図は、「生涯にわたって学習できる環境が充実していると感じますか？（生涯学習環境の充実）」の質問に対する回答別に「お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？（地域の人との交流の充実）」の平均を示した図です。
- 「生涯学習環境の充実」の実感が高い人ほど、「地域の人との交流の充実」が高い傾向にあることがわかります。

(3) 「地域の人との交流の充実」実感別 平均幸福実感度



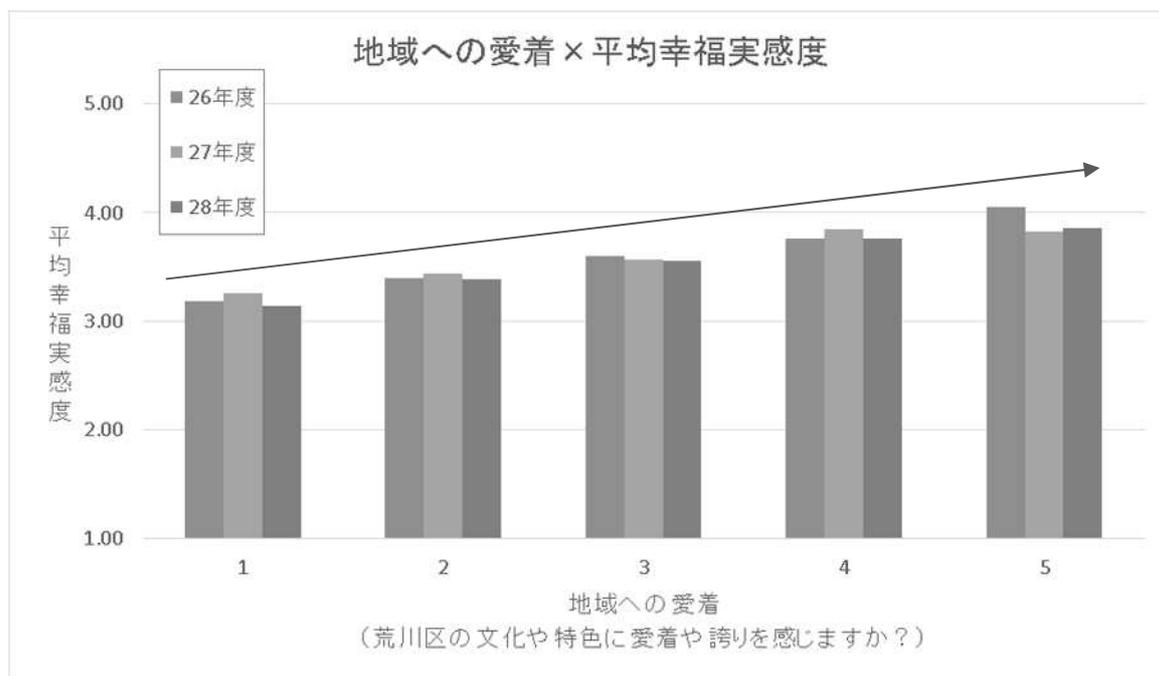
- 上記の図は、「お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？（地域の人との交流の充実）」の質問に対する回答別に幸福実感度の平均を示した図です。
- 「地域の人との交流の充実」の実感が高い人ほど、「幸福実感度」が高い傾向にあることがわかります。

(4) 「生涯学習環境の充実」実感別 「地域への愛着」実感度



- 上記の図は、「生涯にわたって学習できる環境が充実していると感じますか？（生涯学習環境の充実）」の質問に対する回答別に「荒川区の文化や特色に愛着や誇りを感じますか？（地域への愛着）」の平均を示した図です。
- 「生涯学習環境の充実」の実感が高い人ほど、「地域への愛着」が高い傾向にあることがわかります。

(5) 「地域への愛着」実感別 平均幸福実感度



- 上記の図は、「荒川区の文化や特色に愛着や誇りを感じますか？（地域への愛着）」の質問に対する回答別に幸福実感度の平均を示した図です。
- 「地域への愛着」の実感が高い人ほど、「幸福実感度」が高い傾向にあることがわかります。

(6) 平成28年度調査 幸福度と各指標の関係性(相関係数)

	分野	指標	相関係数
1	健康・福祉	健康の実感	0.5326
2	健康・福祉	心の安らぎ	0.5323
3	子育て・教育	子どもの成長の実感	0.5027
4	産業	生活のゆとり	0.4433
5	子育て・教育	親子コミュニケーション	0.4128

※相関係数…指標と指標の間関係性について、数値化したもので、
関係性が高いものほど、数値が高くなります。

3 荒川区生涯学習推進本部設置要綱

荒川区生涯学習推進本部設置要綱

平成26年4月1日
26荒地生第5号
(副区長決定)

(設置)

第1条 荒川区における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、荒川区生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習施策に係る協議、調整及び推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(本部の組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、生涯学習の推進に関わる部の部長及び教育委員会事務局教育部長とし、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部の会議)

第4条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部員等の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 本部会議の議事は、出席した本部員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 4 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある本部員等以外の職員を本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条に規定する所掌事項を調査検討するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長は地域文化スポーツ部長を、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会を主宰する。

- 4 幹事会は、本部会議に付議する事案及び本部会議で決定した事案の実施に必要な事項を協議する。
- 5 幹事長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員を幹事会へ出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、地域文化スポーツ部生涯学習課、スポーツ振興課、ゆいの森課及び地域図書館課とする。
- 3 本部の庶務は、地域文化スポーツ部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

※平成29年度

別表 1		別表 2	
荒川区生涯学習推進本部		荒川区生涯学習推進本部幹事会	
本部長	区長	幹事長	地域文化スポーツ部長
副本部長	副区長	幹事	総務企画部総務企画課長
〃	副区長	〃	区政広報部秘書課長
〃	教育長	〃	管理部人材育成担当課長
本部員	総務企画部長	〃	区民生活部区民課長
〃	区政広報部長	〃	地域文化スポーツ部文化交流推進課長
〃	管理部長	〃	産業経済部産業振興課長
〃	区民生活部長	〃	環境清掃部環境課長
〃	地域文化スポーツ部長	〃	福祉部福祉推進課長
〃	産業経済部長	〃	健康部生活衛生課長
〃	環境清掃部長	〃	子育て支援部子育て支援課長
〃	福祉部長	〃	防災都市づくり部都市計画課長
〃	健康部長	〃	教育委員会事務局教育総務課長
〃	子育て支援部長		
〃	防災都市づくり部長		
〃	教育委員会事務局教育部長		

4 荒川区社会教育委員名簿

※平成 29 年度

No.	区 分	氏 名	備 考
1	学 識 経 験 者	岡 田 芳 子	元荒川区立小学校長
2	学 識 経 験 者	八 木 敦 子	政策研究大学院大学 非常勤講師
3	学 識 経 験 者	濱 上 悦 子	元荒川区立小学校長
4	学校教育 関 係 者	伊 藤 英 夫	荒川区立小学校長会 会長
5	社会教育 関 係 者	鶴 岡 朝 行	上智大学体育会サッカー部 元監督
6	社会教育 関 係 者	石 塚 昭一郎	荒川区文化財保護審議会委員
7	社会教育 関 係 者	佐 野 康 悟	青少年育成日暮里地区委員会 前会長
8	社会教育 関 係 者	岡 野 正 隆	荒川区少年団体指導者連絡会 前会長
9	社会教育 関 係 者	櫻 井 孝	荒川区青少年委員連絡会 OB会会長
10	社会教育 関 係 者	中 條 勉	荒川区青少年委員連絡会 前会長

5 検討の経過

日 程	主な内容
平成 29 年 5 月 31 日	荒川区生涯学習推進本部 ・生涯学習推進計画（第三次）の改定方針について
平成 29 年 6 月 28 日	荒川区生涯学習推進本部幹事会 ・第二次計画の進捗状況について ・第二次計画の成果と課題について
平成 29 年 11 月 10 日	荒川区社会教育委員の会議 ・生涯学習推進計画（第三次）の方向性について
平成 29 年 12 月 27 日	荒川区生涯学習推進本部 ・生涯学習推進計画（第三次）の素案について
平成 30 年 2 月 14 日	荒川区生涯学習推進本部 ・パブリックコメントの実施結果について ・生涯学習推進計画（第三次）の策定について
平成 30 年 3 月 12 日	荒川区社会教育委員の会議 ・生涯学習推進計画（第三次）の策定について

※パブリックコメント実施期間：平成 30 年 1 月 16 日～平成 30 年 1 月 30 日

荒川区生涯学習推進計画
(平成30年度～平成39年度)

平成30年4月発行 / 登録(30)0003号

編集・発行 荒川区地域文化スポーツ部生涯学習課
〒116-8501 荒川区荒川2丁目2番3号
電話03(3802)3111(代)

